

222 大学学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する
件制定（勅令第九二四号） [昭和十六年十月]

内閣書記官印

（注記1）

文甲第七二号	起	昭和十六年十月十五日	開議
案			決定
			昭和年月日
			昭和十六年十月十五日
			行
			昭和十六年十月十六日

（注記2）

内閣総理大臣	印	内閣書記官長	印
外務大臣	印	海軍大臣	印
内務大臣	印	司法大臣	印
大蔵大臣	印	文部大臣	印
陸軍大臣	花押	農林大臣	花押
	（東塗）		（井野）

商工大臣	印	厚生大臣	花押
通信大臣	印	平沼國務大臣	花押
鉄道大臣	印	柳川國務大臣	花押
鉢木國務大臣	印		

（注記3）

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件	右枢密院ノ御諮詢ヲ経テ御下付ニ付同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム
----------------------------	-------------------------------------

上諭案

朕極密顧問ノ諮詢ヲ経テ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

〔加筆・朱書〕〔昭和十六〕年〔十〕月〔十〕日

内閣総理大臣

文部大臣 拓務大臣

(枢密院上奏ノ通)

ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台灣ニ在リテハ台灣總督之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注記4) 臣等大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件
諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十五日以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹

テ上奏シ更ニ
聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和十六年十月十五日

枢密院議長臣 原 嘉道

(下) 札	(昭記5) 昭和十六年九月二十九日 内閣書記官長 (富田) 内閣書記官 (稻田) (佐藤) (波江) (岩倉)
内閣總理大臣	(近衛) 法制局長官
外務大臣	(豊田) 海軍大臣 (及川)
内務大臣	(田辺) 司法大臣 (岩村)
大蔵大臣	(小倉) 商工大臣 (左近司) 花押
陸軍大臣	(東条) 花押
農林大臣	(井野) 拓務大臣 (豊田)
別紙文部大臣請議在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ關スル件制定ノ件	通信大臣 (村田) 花押
鉄道大臣 (柳川) 花押	厚生大臣 (小泉) 花押
柳川國務大臣 (柳川) 花押	平沼國務大臣

勅令第(九百一十四)号

第一条 大学令第十条、第十二条第一項若ハ第十六条

高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条

第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項規定ニ依ル大学学部

ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実

業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スル

コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於
テハ大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業

年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限

ヲ謂フモノトス

前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令ト

アルハ夫々朝鮮教育令及台灣教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモ

ノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
文部大臣

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ
臨時短縮ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

拓務大臣

呈案附箋ノ通

(注記7)
発文一、二号

(注記8) (注記9)

(注記10)
在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ関スル件制定ノ必要ヲ認メ別

紙勅令案ヲ具シ閣議ヲ請フ

昭和十六年八月三十日

文部大臣 橋田邦彦 印

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

(注記11)

勅令第 号

〔抹消〕
大學令第十条、第十二条、第十三条、高等学校令第七条、専門
学校令第六条、中学校令第九条、高等女学校令第九条、第十条
ノ四及第十条ノ五ノ規定ニ拘ラズ大学学部ノ在学年限及大学学
部ノ研究科ニ入ルコトヲ得ル者ノ大学学部在学年限並ニ大学予
科、高等学校、専門学校、中学校、高等女学校、高等女学校高
等科、高等女学校專攻科ノ修業年限及高等女学校高等科ニ入学
スルコトヲ得ル者ノ高等女学校修業年限ニ関シテハ当分ノ内文
部大臣ノ定ムル所ニ依ル

附則

理由

〔現下ノ時局ニ鑑ミ学生生徒ノ卒業期ヲ繰上ゲ実務ニ従事ス
ルノ時期ヲ早カラシムル為臨時ノ措置トシテ当分ノ内在学年
限及修業年限ノ短縮ヲ行フノ必要アルニ依ル」〔印・〔朱書・〔法制局・〔國際情勢ノ
緊迫ニ伴ヒ軍事上及労務動員上必要ナル人員ノ充足ニ資スル
為大学学部、大学予科、高等学校高等科、専門学校又ハ実業
専門学校ノ在学年限又ハ修業年限ヲ当分ノ内六月以内短縮シ
得ルコトト為スノ要アルニ依ル」

〔加筆・〔朱書・〔法制局〕
第一条 大学令第十条、第十二条、第十三条第一項若ハ第十
六条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第
八条第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項ノ規定ニ依ル
大学学部ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門

学校若ハ実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内
之ヲ短縮スルコトヲ得

〔前項ノ規定ニ依リ修〕〔前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修〕業
年限ヲ短縮シタル場合ニ於テハ大学令第十三条第二項及第
三項中修業年限三年又ハ修業年限二年トアルハ夫々前〔頂〕
〔項〕ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス

前二項中大学令、高等学校令、専門学〔□校〕〔校令〕又ハ實
業学校令トアルハ〔夫々〕〔夫々〕〔朱書〕朝鮮教育令及台湾教育令二
於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短
縮ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、

台灣ニ在リテハ台灣總督之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参考〕

ム

● 大学令

大正七年十二月六日
勅令第三百八十八号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ大学令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(総理・文部)
(大臣副署)

第十条 学部二三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得

前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十二条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当該学部ニ在学シ其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ当該学部ニ於テ適当ト認メタルモノトス

第十三条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十六条 大学及大学予科ノ学則ハ法令ノ範囲内ニ於テ当該大學之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

● 高等学校令 大正七年十二月六日
〔改消〕 勅令第三百八十九号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ高等学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

〔注記12〕

ム

第七条 高等学校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年

トス

高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

〔参考〕

● 専門学校令

明治三十六年三月二十七日
勅令第三百六十一号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ専門学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(文部大臣副署)

第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム

〔参考〕

● 実業学校令

明治三十二年一月七日
勅令第二十九号

朕実業学校ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(文部大臣副署)

第二条ノ二 実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門学校トス

実業専門学校ニ関シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル

〔参考〕

(大臣副署)
(総理、文部)

(朱書)
参照

朝鮮教育令

昭和十三年三月
勅令第二百三号

(總理、拓務)
大臣副署

第二条 普通教育ハ〔小学校〕〔国民学校〕^(加筆・朱書)令、中学校令及高等女

学校令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之

ヲ行フ

前項ノ場合ニ於テ朝鮮特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要ア

ルモノニ付テハ朝鮮総督別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第三条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ関シ

テハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル

実業学校令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ

実業学校ノ設立及教科書ニ關シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依

ル

(注記)
昭和十六年九月十八日

第四条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ

大學令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之

ヲ行フ

専門学校ノ設立及大学予科ノ教員ノ資格ニ關シテハ朝鮮総督

ノ定ムル所ニ依ル

(朱書)
参照

台灣教育令

大正十一年三月
勅令第二十一号

(總理大
臣副署)

第九条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ關シ
テハ台灣総督ノ定ムル所ニ依ル

第十条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ

大學令ニ依ル

第十二条 第二条及前三条ニ規定スル勅令中文部大臣ノ職務ハ

台灣総督之ヲ行フ

〔小学校〕〔国民学校〕^(加筆・朱書)令、中学校令及高等女学校令ニ依ル場合

ニ於テ台灣特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付

テハ台灣総督別段ノ定ヲ為スコトヲ得

高等学校ノ設立及教育ノ資格、実業学校ノ設立及教科書、專

門学校ノ設立並大学予科ノ教員ノ資格ニ關シテハ台灣総督ノ

定ムル所ニ依ル

高等学校ノ設立及教育ノ資格、實業學校ノ設立及教科書、專

門學校ノ設立並大學予科ノ教員ノ資格ニ關シテハ台灣總督ノ

定ムル所ニ依ル

文部大臣官房文書課長 団

法制局第三部長殿

在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ關スル勅令案別途請議ニ及ヒ
タル処尚關係官序トノ間ニ打合ヲ要スル事情發生致シタルニ付
テハ右御諒承ノ上閣議ヘノ上提等ハ暫時御猶予相成度此段及御

依頼

臨時卒業期繰上ニ關スル実施要綱

(朱書)
参照

台灣教育令

大正十一年三月
勅令第二十一号

(總理大
臣副署)

第八条 高等普通教育ハ中学校令、高等女学校令及高等学校令
ニ依ル

現下ノ緊迫セル時局ニ對處シ國家ノ人的資源ニ對スル最高

第一 目 的

度活用ノ要望ニ応ズル為臨時措置トシテ大学学部、大学予科、高等学校高等科、専門学校及実業専門学校等ノ卒業期

ヲ繰上ゲントス

第二 要 領

一、師範学校

一、昭和十六年度卒業者ハ其ノ在学年限又ハ修業年限ヲ三ヶ月短縮シ昭和十六年十二月ニ卒業セシム

二、昭和十七年度〔業〕〔卒〕〔抹消〕〔加筆〕業者ハ其ノ在学年限又ハ修業年限ヲ六ヶ月短縮シ昭和十七年九月ニ卒業セシム

三、昭和十八年度以降ニ於テハ情勢ノ推移ニ応ジ適當ナル処置ヲ講ズルモノトス

在学年限又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ学校 (一六、九、二七)

- 一、大学学部及大学予科
- 二、高等学校
- 三、専門学校
- 四、実業専門学校
- 五、高等師範学校
- 六、女子高等師範学校
- 七、臨時教員養成所
- 八、実業学校教員養成所
- 九、専門学校二準ズル私立学校ニシテ専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校
- 一〇、国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トス

説明

現下ノ緊迫セル情勢ニ対処センガ為ニハ急速ナル国防力ノ充実、生産ノ増強ヲ要スル處之ガ為ニハ人的資源ヲ一層有効ニ活用セザルベカラズ仍而内地ニ於テハスル國家ノ要請ニ応ズル為当分ノ間大学、高等学校、専門学校及中等学校等ニ於ケル学生徒ノ卒業期ヲ繰上ゲ実務ニ就クノ時期ヲ早カラシムルノ措置ヲ講ゼントス而シテ諸般ノ施策ハ内外地一体的見地ニ立チテ樹立運営セラレツツアル現状ニ即シ軍事上並ニ生産増強上之ガ要

修業年限ノ短縮ヲ行ハザル学校

ル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ実業学校

- 一、師範学校
- 二、青年学校教員養成所
- 三、中学校
- 四、国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年若ハ之以下ノ実業学校
- 五、卒業者ニ就キ専門学校入学者検定規程ニ依リ指定セラレタル学校但シ実業学校ヲ除ク
- 六、高等女学校並ニ高等女学校高等科及專攻科
- 七、盲学校及聾啞学校
- 八、青年学校
- 九、国民学校

員ヲ急速ニ充足センガ為ニハ本来ノ卒業期ヲ待ツヲ得ザル事態

ニ対処セントスル如上ノ理由ニ鑑ミルトキハ外地ニ於テモ実施
ノ必要ナルコト内地ト何等異ナル所ナシ

尚朝鮮及台灣ニ於ケル学校ノ修業年限ニ付テハ朝鮮教育令及台灣教育令ニ於テ内地ノ学校令ニ依リタルヲ以テ内地ノ学校トノ連繫上モ短縮ヲ必要トス而シテ朝鮮台灣ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ具体的短縮ノ要領ニ付テハ内地ニ準ジ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督ノ定ムル所ニ依ランメントス

一大學學部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件
右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段及通牒候也

昭和十六年十月十五日

枢密院議長 原 嘉道

内閣總理大臣公爵 近衛文麿殿

臣等大學學部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件

諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十五日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ
聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和十六年十月十五日

枢密院議長臣 原 嘉道

(注記14)

割印

(注記18)
管行第一〇八六号

(注記17)

朝鮮及台灣ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ臨時措置

置ニ關スル件

(注記19)

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督之ヲ行フ
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前二項中大學令、高等學校令、專門學校令又ハ實業學校令トアルハ夫々朝鮮教育令及台灣教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス
前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限^(注記15)ヲ謂フモノトス

第一条 大學令第十條、第十一條、第十三條第一項若ハ第十六

條、高等學校令第七條第一項、專門學校令第六條若ハ第八條

第二項又ハ實業學校令第二條ノ二第二項ノ規定ニ依ル大學學

部ノ在学年限又ハ大學予科、高等學校高等科、專門學校若ハ實業專門學校ノ修業年限ハ當分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

付テモ之ガ在学年限及修業年限ノ短縮ヲ行フ為朝鮮及台湾ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ関スル件制定ノ必要ヲ認ム仍テ別紙勅令案ヲ提出ス
右閣議ヲ請フ

(注記²⁰) 昭和十六年九月十八日

拓務大臣 豊田貞次郎 国

内閣總理大臣公爵 近衛文麿殿

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕極密顧問ノ諮詢ヲ経テ朝鮮及台湾ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ臨時措置ニ關スル件制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

現下ノ時局ニ鑑ミ之ガ臨時措置トシテ當分ノ内朝鮮及台湾ニ於ケル学校ノ在学年限及修業年限ノ短縮ヲ行フ必要アルニ依ル

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

拓務大臣

(〔後日添付〕

勅令案関係目次

一大學學部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件

二昭和十四年法律第一号兵役法中改正法律中改正ノ件

三昭和十四年法律第一号中改正勅令案提出理由説明

四大學學部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件勅令案説明要旨

五在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件文部省令案
ル高等学校ノ修業年限ハ当分ノ内朝鮮ニ於ケル学校ニ在リテハ
朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル大學令第十
一条、第十二条若ハ第十三条第一項、専門学校令第六条、実業学
校令第二条ノ二第二項、中学校令第九条、高等女学校令第九条
及台湾教育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル高等学校令第七条ノ規
定ニ依ル大學學部ノ在学年限又ハ大學予科、専門学校、實業專
門学校、中学校、修業年限五箇年ノ高等女学校若ハ台湾ニ於ケ
ル高等学校ノ修業年限ハ当分ノ内朝鮮ニ於ケル学校ニ在リテハ

要綱

六同上附表

一一

ノトス

七昭和十四年法律第一号中改正勅令案説明要旨

一一

八在学徵集延期期間ノ臨時短縮ニ関スル件_{陸軍省案要綱文部}

一三

九臨時徵兵検査手続等概見表

一五

一〇昭和十七年度甲種幹部候補生採用予定ニ就テ

一六

一一大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関ス

一七

ル件勅令案関係条文

一七

一二昭和十四年法律第一号兵役法中改正法律中改正ノ件勅

一八

令案関係条文

一八

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件

第一条 大学令第十条、第十一条、第十三条第一項若ハ第十六条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条第二項又ハ実業学校令第二条ノニ第二項ノ規定ニ依ル大学学部ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於

テハ大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス

前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令トアルハ夫々朝鮮教育令及台灣教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモ

(注記21)

国際情勢ノ緊迫ニ伴ヒ必要ナル兵員ヲ得テ帝国国防ノ万全ヲ期センガ為昭和十四年法律第一号附則第四項ノ適用ヲ受クル者ニ附則第四項ヲ削ル

理由
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注記22)

昭和十四年法律第一号兵役法中改正法律中改正ノ件
二資スル為大学学部、大学予科、高等学校高等科、専門学校又ハ実業専門学校ノ在学年限又ハ修業年限ヲ当分ノ内六月以内短縮シ得ルコトト為スノ要アルニ依ル

附 則

昭和十四年法律第一号左ノ通改正ス

昭和十四年法律第一号（兵役法中改）

正法律）中改正勅令案提出理由説明

国際情勢ノ緊迫ニ伴ヒ軍事上及労務動員上必要ナル人員ノ充足ニ資スル為目下大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関シ勅令ノ制定ヲ奏請致シテ居リマスガ此ノ短縮ノ主旨ニ副ハンガ為ニハ学生ノ徵兵検査及入営等ニ関シマシテモ卒業ニ引続キ入営シ得ル如ク特別ノ取計ラヒヲ要スルモノト存ジマス即チ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ニ依リ本年十二月卒業予定ノ学生ニ付キマシテハ本年十二月中旬迄ニ臨時ニ徵兵検査ヲ行ヒ明生ニ付キマシテハ明年四月末迄年二月頃入営セシメ次学年ノ学生ニ付キマシテハ明年四月末迄ニ徵兵検査ヲ終了シ隨時卒業ニ引続キ入営セシムル如ク致シ度

(注記24)
イト考ヘテ居リマス

而シテ右ノ如ク徵集延期中ノ学生ニ対シ其ノ在学中ニ徵兵検査ヲ行ハンカ為ニハ徵兵検査ヲ実施スル年内ニ徵集延期期間カ満了スル如ク在学徵集延期期間ヲ短縮致サネバナラヌノデアリマシテ此ノ処置ハ兵役法施行令第一百一条第二項ノ規定即チ「戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ陸軍大臣及文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得」ト云フ規定ニ依リ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ之ヲ為シ得ルノデアリマス然シ乍ラ在学徵集延期ノ期間ヲ短縮シ得ルト云フ兵役法施行令第一百条第二項ノ規定或ハ「戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徵集ヲ延期セザルコトヲ得」ト云フ兵役法第四十一条第四項ノ規定ハ昭和十四年ノ兵役法改正二方リ始メテ加ヘラレタモノデアリマシテ旧法ニハ此ノ種ノ規定

ハ全ク存在シナカツタノデアリマス而モ現在ノ第三学年以上ノ学生ハ右改正ノ際ノ経過規定即チ昭和十四年法律第一号附則第四項ノ規定ニ依リ其ノ徵集延期ハ仍從前ノ例ニ依リ取扱ハレテキルノデアリマス從テ現在ノ第三学年以上ノ学生ニ対シ在学中ニ徵兵検査ヲ行ヒ且卒業後隨時入営セシメ得ル様ニ致ス為ニハ之ニ先チ此ノ種学生ニ対スル旧法ノ適用ヲ廢止致サネハナラヌト存ジマス而シテ第一回ノ臨時徵兵検査ヲ前述ノ如ク本年十二月中旬迄ニ行ハネハナラヌモノト致シマスレハ之ニ関スル法律ノ改正ハ即刻之ヲ行ハネバナラヌ次第デアリマス是特ニ憲法第八条ノ規定ニ依ル勅令ヲ仰グ所以テアリマス

(注記25)

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時
短縮ニ関スル件勅令案説明要旨

最近ノ緊迫シタ国際情勢ニ対処スル為国内各般ノ事項ニ亘り有事即応ノ態勢ガ急速ニ整備強化セラレツツアルノニ対応シテ学校ニ於テモソノ組織・教科等アラユル方面ニ銳意検討ヲ加ヘ國ノ要請ニ合致シタ学生生徒ノ育成ニ努力シツツアルノデアルガ、今回緊急ノ軍幹部要員ヲ充員シ併セテ本年度労務動員計画ノ要請ニ応ジテ主トシテ本年度及明年度ニ亘ル臨機ノ措置トシテ、大学及専門学校等ニ付キ明年三月卒業予定ノ者ハ本年十二月二、明後年三月卒業予定ノ者ハ明年九月ニ卒業セシメル為ニ大学令、高等学校令、専門学校令等ニ依ツテ定マツテキル各学校ノ在学年限及修業年限ヲ夫々六ヶ月以内短縮シ得ル様ニシタ

(注記26)
イト考ヘル次第デアル。

即チ此ノ臨時措置ヲ必要トスル理由ノ第一ハ軍事的理由デアリ、第二ハ労務対策上ノ理由デアル。今日ノ戦争ハ國家総力ノ結集指向ヲ必要トスル國家総力戦デアルコトハ云フ迄モナク、又長期戦ノ様相ヲ呈スル傾向ガアルガ、之ニ対処スル為ニハ武力戦ニ於テ一挙ニ徹底的ニ全力ヲ傾注シテ勝機ヲツカミ成ルベク短期ニ戦争ヲ終結スルコトヲ努メルト共ニ、縦ビ長期戦トナツテモ十分武力ノ維持培養ヲ図リ得ルコトガ肝要ト考ヘル。将来ニ於ケル情勢ノ推移ハ遽ニ予断ヲ許サナイガ、北ニ南ニ各種ノ事態ノ発生ヲ予想スルコトハ難クナイ。今日我国ノ兵力ハソレ等ノ為ニハ必ずシモ不足デハナイガ、将校ノ数ハ之ヲ急激ニ増加スル必要ガアル。然ルニ軍デハ将校デ第一線ノ部隊ヲ指揮シ得ル程ノ者ハ既ニ殆ドスペテ召集シテ居リ、年々士官学校デ養成スルニ、三千人ノ外ハ大部分幹部候補生ノ増加養成ニ俟ツノ外ハナイ。從テ十七年ノ所要数ヲ充足スル為ニハ本年三月専門学校以上ノ学校ヲ卒業シタ者ヲ第一次幹部候補生要員ト為ス外ニ、現ニ最高学年ニ在学スル者ハ在学中ニ徵兵検査ヲ修了シテ本年十二月卒業ト同時ニ入営サセタ上第二次幹部候補生要員トシテ採用シ、更ニ明後年三月卒業予定ノ者ハ十七年度第三次要員トシテ採用スルコトガ必要デアツテ、コノ事ハ作戦ノ準備上全ク猶予ノキカナイ且不可欠ノ事項デアル。

次ニ現下ノ緊迫セル時局ニ対処スル労務動員ハ其ノ規模並ニ程度ニ於テ画期的ノモノデアルカラ、真ニ全国民ノ一致団結セル動員態勢ヲ整備シテ人的資源ノ最高度ノ活用ヲ図ラネバナラナイ。特ニ軍需ノ充足並ニ生産ノ増強ヲ期スルコトハ現下焦眉ノ

(注記27) 急務デアルニモ拘ラズ、近年労務ノ給源ハ著ルシク逼迫シ各種計画産業ニ於ケル要員ノ充足ハ誠ニ容易ナラヌモノガアル。加之応召者ノ補充モ亦緊急ヲ要スルノデ、学生生徒ノ卒業期ヲ繰上げ上級進学者以外ハスベテ国民皆勞ノ一翼トシテ技術、事務及労務ノ大量需要ヲ一日モ早ク充足シ時局ノ要請ニ応ヘバナラヌ事態ニ立至ツテ居ル。工鉱業関係ノ学校卒業者ニツイテ見レバ、近年ソノ需要激増ノタメ本年度ノ配当ノ如キハ官民ヨリノ申請ニ対シ嚴重ニ大幅ノ査定ヲ加ヘタニモ拘ラズ、大学、専門学校、中等実業学校何レモ卒業者数ハ査定数ノ三、四割ヲ充足シタニ過ギナイノデ、コノ方面ノ卒業期繰上げニヨリ一日モ早く卒業者ヲ実務ニ従事セシメ技術ノ運営上支障ナカラシムルコトガ肝要デアル。他方事務並ニ労務方面ノ従事者ニツイモ^(マ)、学校卒業者ノ需要ガ著シク増加シ、コレガ充足モ亦事業経営上一日モ遲延ヲ許サザルモノガアルノデアル。

(注記28) 在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件文部省令案
第一 昭和十六年勅令第 号ニ掲ゲル学校ニ於ケル昭和十六

年度ノ卒業見込者ノ在学年限又ハ修業年限ハ之ヲ左ノ通短縮

スルコト

(一) 大学学部ノ在学年限ニ在リテハ三月

(二) 専門学校及実業専門学校ノ修業年限ニ在リテハ三月

第二 第一二掲ゲル学校以外ノ学校ニシテ年限ノ短縮ヲ行フモノニ於ケル昭和十六年度ノ卒業見込者ノ修業年限ハ之ヲ左ノ

通短縮スルコト

(注記29)
(一) 高等師範学校及女子高等師範学校ノ修業年限ニ在リテハ
三月

(二) 実業学校教員養成所ニ在リテハ三月
(三) 実業学校中国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トス
ル修業年限五年以上ノ学校、国民学校高等科一年終了程度
ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年以上ノ学校、国民学校
高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ
学校ニ在リテハ夫々三月

(四) 私立学校令ニ依リ設立セラレタル学校中専門学校令第五
条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校並
ニ前号ノ実業学校ニ準ズル学校ニ在リテハ夫々三月

第三 第一並ニ第二ノ(一)及(二)ニ該当スル学校ハ左ノ事項ニ付別
二臨時措置ニ関スル学則ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クベキコト

一 学年、学期、休業日ニ関スル事項

二 入学資格、学科目、学科課程ニ関スル事項

三 授業料ニ関スル事項

四 卒業ニ関スル事項

第四 第二ノ(三)及(四)ニ該当スル学校ハ第三ニ準ジ地方長官ノ認
可ヲ受クベキコト

右ニ依ル認可ハ文部大臣ニ之ヲ報告スベキコト

第五 第一及第二ニ掲タル学校並ニ大学予科、高等学校高等科
及臨時教員養成所ニ於ケル昭和十七年度ノ卒業見込者ノ在学
年限又ハ修業年限ノ短縮ハ夫々六月トスルコト

(注記30)

		17年	18	19	20	21
		1月 4	7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10
大	3学年					
学	2学年	III 9ヶ月				
部	1学年					
高	3学年					
等	2学年	II 12ヶ月	III 6ヶ月			
学	1学年	I 12ヶ月	II 12ヶ月	III 6ヶ月		
校	3学年					
高	2学年	III 12ヶ月	I 12ヶ月	II 12ヶ月	III 6ヶ月	
等	1学年	II 12ヶ月	III 6ヶ月	I 12ヶ月	II 12ヶ月	III 12ヶ月
科	3学年					
高	2学年					
等	1学年	I 12ヶ月	II 12ヶ月	III 6ヶ月	I 12ヶ月	II 12ヶ月
						III 12ヶ月

依ル勅令ヲ仰グ所以デアル

昭和十四年法律第一号（兵役法中改正法律）中改勅令案

説明要旨

〔未定稿〕

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル勅令ノ

主旨ニ副ハンガ為ニハ学生ノ徵兵検査及入當等ニ関シテモ卒業ニ引続キ入當シ得ル如ク特別ノ取計ラヒヲ必要トスル即チ本年十二月卒業予定ノ学生ニ付テハ早速徵集手続ヲ開始シ明年二月頃入當セシメ次学年ノ学生ニ付テハ明年一月徵集手続ヲ開始シ卒業ニ引續キ入當セシムルノ要ガアル

而シテ右ノ如ク徵集延期中ノ学生ニ対シ其ノ在学中ニ徵集手続ヲ行ヒ卒業ニ引續キ入當セシムル為ニハ在学徵集延期期間ヲ短縮シ在学中ニ其ノ期間ガ満了スル如クスルコトヲ要スル此ノ処置ハ兵役法施行令第二百一条第二項ノ規定ニ依リ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ之ヲ為シ得ルノデアル

然シ乍ラ右兵役法施行令第二百一条第二項ノ規定ハ昭和十四年ノ兵役法改正ニ方リ始メテ加ヘラレタモノデアツテ旧法ニハ此ノ種ノ規定ハ全ク存在シナカツタ然ルニ現在ノ第三学年以上ノ学生ニ付テハ右改正ノ際ノ経過規定即チ昭和十四年法律第一号附則第四項ノ規定ニ依リ其ノ徵集延期ハ仍從前ノ例ニ依ルトセラレテ居ルノデ現在ノ第三学年以上ノ学生ニ対シ在学中ニ徵集手続ヲ行ヒ且卒業ニ引續キ入當セシメ得ル様ニスル為ニハ此ノ種学生ニ対スル右ノ附則第四項ノ適用ヲ廢止セネバナラヌ而シテ臨時徵集手続ハ前述ノ如ク早速開始セネバナラヌノデ之ニ関スル法律ノ改正ハ即刻之ヲ行ハネバナラヌ是憲法第八条ノ規定ニ

(注記33) 在学徵集延期期間ノ短縮ニ関スル件
〔未定稿〕
(1) 左ニ掲タル学校ニ在学スル者ニ付テハ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ当分ノ内左ノ区分ニ依ルコト

学校ノ区分	徵集ヲ延期シ得ベキ期間	
	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
師範学校		
高等学校高等科		
大学令ニ依ル大学予科	年齢二十一年迄	年齢二十一年迄
臨時教員養成所		
青年学校教員養成所		
実業学校教員養成所		
高等学校専攻科		
修業年限三年又ハ四年ノ専門学校	年齢二十二年迄	年齢二十三年迄
学校ノ区分	徵集ヲ延期シ得ベキ期間	
修業年限五年以上ノ専門学校	年齢二十三年迄	年齢二十四年迄
高等教育学校	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
大学令ニ依ル大学学部 (医学部ヲ除ク)	年齢二十三年迄	年齢二十四年迄

大学令ニ依ル大学医学部	年齢二十四年迄	年齢二十五年迄
	十一月	十一月
十二月	臨時徵兵検査ノ実施	
昭和十七年 一月	徴兵終決処分及入営通達	徴集延期期間満了届ノ差出

(2) 右ノ期間内ニ在ル者ト雖モ同一学校ニ在学スル期間ガ当該学校ノ修業年限（今回ノ措置ニ依リ短縮セラレタルモノニ在リテハ当該修業年限以下之ニ同ジ）ヨリ八月ヲ控除シタル期間（専門学校及高等師範学校ニ在学スル者ニシテ大学令ニ依ル大学学部ニ入学スベキモノ並ニ師範学校、青年学校教員養成所、高等学校高等科及大学令ニ依ル大学予科ニ在学スル者ニ在リテハ修業年限）ヲ超ユルニ至リタル者ニ付テハ其ノ徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ当該期間ノ終迄トスルコト

(3) 徵集ヲ延期スル学校ヨリ他ノ徵集ヲ延期スル学校ニ転校

(一) 学校ヲ卒業シ他ノ学校ニ入学スル場合ヲ除クシタル者ニ対スル右(2)ノ適用ニ付テハ前ノ徵集ヲ延期スル学校ニ在学シタル期間ヲ後ノ学校ノ在学期間ニ通算スルコト但シ今回ノ措置前ニ於ケル転校ニ付テハ此ノ方法ヲ執ラザルコト
(4) 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ滞学シタル者（滞学スベキ見込ノ者ヲ含ム）ニ付テハ前掲(2)ニ依ラズ本人ノ願ニ依リ前掲(1)ニ規定スル期限迄ノ範囲内ニ於テ徵集ヲ延期スルコトヲ得ルコト

(注記35)

徴兵終決処分及入営通達	臨時徵兵検査ノ実施	臨時徵兵検査受検ノ通達	徴集延期期間満了届ノ差出
四月			
三月			
二月			

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件勅令案関係条文

大学令（抄）

（大正七年十二月六日勅令第三百八十八号）

第十一条 学部二三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得

前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス
第十二条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当該学部ニ在学シ其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ当該学部ニ於テ適当ト認メタルモノトス

第十三条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ

最上級学年在学者	臨時徵兵検査手續等概見表
昭和十六年 十月 徴集延期期間満了届ノ差出	陸軍省 次学年在学者

(注記36)

学力アリト認メラレタル者トス

第十六条 大学及大学予科ノ学則ハ法令ノ範囲内ニ於テ当該大

学之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

高等学校令（抄）

（大正七年十二月六日）
（勅令第二百八十九号）

第七条 高等学校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年

トス

高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

専門学校令（抄）

（明治三十六年三月二十七日）
（勅令第二百六十一号）

第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並
予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度
並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム

実業学校令（抄）

（明治三十二年二月七日）
（勅令第二十九号）

第一条ノ二 実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門

学校トス

実業専門学校ニ關シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル

朝鮮教育令（抄）

（昭和十三年三月四日）
（勅令第二百三号）

第三条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ關シ

テハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル

実業学校令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ

実業学校ノ設立及教科書ニ關シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依

ル

第四条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ

大学令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ

ノ定ムル所ニ依ル

専門学校ノ設立及大学予科ノ教員ノ資格ニ關シテハ朝鮮総督

ノ定ムル所ニ依ル

台湾教育令（抄）

（大正十一年二月六日）
（勅令第二二十号）

第八条 高等普通教育ハ中学校令、高等女学校令及高等学校令ニ依ル

第九条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル但シ実業補習教育ニ關シテハ台湾總督ノ定ムル所ニ依ル

第十条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ依ル

兵役法（抄）

（昭和二年四月一日）
（法律第四十七号）

昭和十四年法律第一号兵役法中改正法律中改正ノ件勅令

案関係条文

第四十一条 徵兵検査ヲ受クベキ者ニシテ勅令ノ定ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齢二十六年迄

ヲ限トシ其ノ徵集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニ対シテハ在学ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ但シ一ノ学校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ徵集延期ノ事由尚継続スルモノト看作ス

十条、第十二条、第十五条、第十七条、第十八条、第三十八条、第四十一条、第四十五条及第六十七条ノ改正規定並ニ第五十三条ノ改正規定中第十七条、第四十一条及第六十七条ニ關スル部分ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期サラレタル期間満了ノ年ニ至ルモ在学ノ事由尚止マザル者ニ対シテハ其ノ年徵兵検査ヲ行フ

戰時又ハ事變ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徵集ヲ延期セザルコトヲ得

(旧) 第四十二条 中学校又ハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ依リ学校ノ修業年限ニ応ジ年齢二十七年ニ至ル迄徵集ヲ延期ス

前項ノ規定スル認定及年齢ノ区分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ在学ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ但シ一ノ学校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ徵集延期ノ事由尚継続スルモノト看作ス

第二項ノ年齢ノ区分ニ基ク最高年齢ニ達スルモ在学ノ事由尚止マザル者ハ最高年齢ニ達シタル年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵集検査ヲ行フ

昭和十四年法律第一号附則

第一項 本法ハ昭和十四年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第

(注記37)

第二項及第三項省略

第四項 昭和十四年十二月一日ニ於テ現ニ中学校又ハ從前ノ第四十一条ノ規定ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校ニ在学スル者ニ対スル徵集ノ延期ハ其ノ者ガ現ニ在学スル学校ニ引続キ在学スル間ハ第四十一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

兵役法施行令（抄）

（昭和二年十一月二十日）
（勅令第三百三十号）

第一百条 左ニ掲タル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ基キ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期ス
一 中学校、師範学校、実業学校（国民学校初等科修了ヲ入學程度トスル修業年限五年又ハ之ト同等以上ノモノニ限ル）、高等学校、大学令ニ依ル大学学部、臨時教員養成所、實業学校教員養成所及青年学校教員養成所但シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク
二 宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮總督、台灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使又ハ樺太府長官ノ所轄學校ニシテ前号ニ掲タル学校ニ準ズルモノ但シ研究科、選科等ノ

別科ヲ除ク

三 前二号ニ掲タル以外ノ学校又ハ前二号ニ掲タル学校ノ別

科ニシテ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ認定ヲ為シタルモノ

(旧) 第百条 左ニ掲タルモノハ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依ル中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ト

ス

一 師範学校、実業学校（尋常小学校卒業ヲ入学程度

トスル修業年限五年又ハ之ト同等以上ノモノニ限

ル）、高等学校、大学令ニ依ル大学予科、専門学

校、高等師範学校、大学令ニ依ル大学学部、臨時教

員養成所、実業学校教員養成所及青年学校教員養成

所但シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク

二 宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮總督、
台灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使又ハ樺太府長官
ノ所轄學校ニシテ前号ニ掲タル学校ニ準ズルモノ但
シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク

三 前二号ニ掲タル以外ノ学校又ハ前二号ニ掲タル学
校ノ別科ニシテ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ認定ヲ為
シタルモノ

第一百一条 前条第一号ニ掲タル学校ニ在学スル者ニ付徵集ヲ延
期シ得ベキ期間ハ左ノ区分ニ依ルモノトス

在学スル者ニ付徵集ヲ延期シ得ベキ最高年齢左ノ如シ

学校ノ区分		徴集ヲ延期シ得ベキ期間
中学校	一月二日ヨリ四月一日	四月二日ヨリ一月一日
高等学校尋常科	迄ノ間ニ出生シタル者	迄ノ間ニ出生シタル者
実業学校	年齢二十一年迄	年齢二十一年迄
師範学校		
高等学校高等科		
大學令ニ依ル大学予科	年齡二十二年迄	年齡二十三年迄
臨時教員養成所		
青年学校教員養成所		
実業学校教員養成所		
高等學校專攻科		
青年学校教員養成所		
高等教育年限三年又ハ四年ノ専門学校		
高等師範學校（專攻科ヲ除ク）		
高等教育年限五年以上ノ専門学校		
高等師範学校專攻科	年齡二十三年迄	年齡二十四年迄
大學令ニ依ル大學學部醫藥部（除ク）	年齡二十四年迄	年齡二十四年迄
修業年限五年以上ノ専門学校	年齡二十五年迄	年齡二十六年迄
高等師範學校專攻科	年齡二十五年迄	年齡二十六年迄
大學令ニ依ル大學医学部	年齡二十五年迄	年齡二十六年迄

戰時又ハ事變ニ際シ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ陸軍
大臣及文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得
前条第二号又ハ第三号ニ掲タル学校ニ在学スル者ニ付徵集ヲ
延期シ得ベキ期間ハ其ノ入学資格及修業年限ニ応ジ第一項ニ
掲タル学校ニ在学スル者ノ例ニ準ジ陸軍大臣之ヲ定ム

(旧) 第百一条 兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ学校ニ
在学スル者ニ付徵集ヲ延期シ得ベキ最高年齢左ノ如シ

学校ノ区分

ズヤ

中学校

高等学校尋常科

前条第一号ニ掲タル実業学校

最高年齢
年齢二十二年

師範学校

高等学校高等科及専攻科

大学令ニ依ル大学予科

修業年限三年又ハ四年ノ専門学校

高等師範学校（専攻科ヲ除ク）

前条第一号ニ掲タル教員養成所

修業年限五年以上ノ専門学校

高等師範学校専攻科

大学令ニ依ル大学学部

最高年齢
年齢二十五年

前条第一号ニ掲タル教員養成所

修業年限五年以上ノ専門学校

高等師範学校専攻科

大学令ニ依ル大学学部

最高年齢
年齢二十七年

前条第二号又ハ第三号ニ該当スル学校ニ在学スル者ニ付徵集ヲ延期シ得ベキ最高年齢ハ其ノ入学資格及修業年限ニ応ジ前項ノ規定ニ準ジ陸軍大臣之ヲ定ム

質疑応答事項目次

第一 一般的の事項

一 今回ノ年限短縮ニ付教育審議会ニ諮問セザリシハ不當ナラズヤ

二 年限短縮ハ凡ソ何年間実施スル見込ナリヤ

三 外國ニ於テ戦時対策トシテ年限短縮ヲ行ヒタル事例アリヤ、事例アラバ其ノ内容如何

四 学校ニ内牒シ置キ乍ラ御諮詢奏請ノ遲レタルハ如何

五年限短縮ニ付関係学校ニ既ニ内牒シタルハ不都合ナラ

第一

頁

第一 勅令案自体ニ關スル事項

一 来年度モ亦卒業線上ヲ行フベキ労務対策上ノ理由如何

二 兵役法第四十一条ノ規定ノ運用ニ依リ徵集延期期間ヲ短縮スレバ軍ノ所要人員ヲ充足スルニ付テハ支障ナカルベシ、強イテ学校ノ年限ヲ短縮スルハ如何

11. 10

13

9.

8.

7.

5.

15.

14.

(加筆)

ギニ非ザルヤ

一大正九年度ニ於テ大学及高等学校ノ学年ノ始期変更ニ伴フ年限短縮アリタル際ハ勅令上ノ措置ヲ講ゼザリシ理由如何

二 大学予科及高等学校ノ年限ヲ短縮スルモ大学ノ卒業期繰上ノ結果ヲ生ズルハ二三年後ノコトニ属スルヲ以テ現在ノ情勢ヨリ考ヘルトキハ此等ノ年限短縮ハ行キ過

三大学予科及高等学校ノ修業年限ハ本年度ハ短縮セズシ

テ來年度ニ於テ一挙六月短縮スルハ如何

四中等実業学校ノ卒業ヲモ繰上ゲル理由如何

五本件勅令案ニ掲タル学校以外ノ学校ニシテ年限ノ短縮

ヲ行フモノニ付テハ法令上如何ニ措置スルヤ

六本件勅令案第二条ハ不必要ノ規定ナラズヤ

七本件勅令案ニ依レバ文部大臣、朝鮮總督、台灣總督ガ

各別二年限ヲ短縮シ得ルモノナルガ短縮年限ハ内外地

ヲ通ジテ同一種類ノ学校ニ付テハ常ニ同一トスルモノ

ナリヤ

八旅順工科大学、東亞同文書院等ノ年限短縮ニ付テハ勅

令上ノ措置ヲ要スルガ何故本件勅令ニ於テ一括処理セ

ザルヤ

第三 兵役及労務動員トノ関連事項

一学生生徒ノ勤労作業ヲ勧奨セラレル趣ナルモ其ノ從事

セシムル仕事ノ種類及參加人員数如何

二学生生徒ノ勤労奉仕ハ人的資源ノ不足ニ伴ヒ特ニ要望

サルルトキ学生生徒ニハ更ニ教育的効果ヲモ考慮シテ

積極的ニ從事セシメツツアル趣ナルモコノ勤労奉仕ト

國民勤労報國隊令トノ關係如何

三卒業者ノ殆ンド全部ガ入營スルトセバ年限短縮ハ労務

動員上關係ナカルベク専ラ軍事上ノ理由ニ依ルモノト

解シテ可ナリヤ

四軍事上ノ要員ガ急激ニ膨張シ六月ノ年限短縮ニ依ツテ

27

26

25.

24

23

22. 19.

17 16

第四 年限短縮ノ学校種別等ニ関スル事項

一教員養成機関ノ年限ハ短縮セザル方適當ナラザヤ殊ニ

女子高等師範学校ノ繰上卒業ハ如何ナル理由ニ基クヤ

亦繰上卒業セシムルモ配當上支障ヲ來サザルヤ

二高等師範学校及女子高等師範学校ノ年限ヲ短縮スルニ

師範学校ノ年限ヲ短縮セザル理由如何

三臨時教員養成所及実業学校教員養成所ノ年限ヲ短縮ス

ルニ青年学校教員養成所ノ年限ヲ短縮セザル理由如何

四女子ノ専門学校ノ年限ハ短縮スルヤ、然リトセバ其ノ

理由如何

第五 年限短縮後ノ影響及之ガ措置等ニ関スル事項

一年限短縮ニ伴ヒ改正ヲ要スル法令ナキヤ

二適當ナル準備期間モ置カズシテ急ニ年限短縮ヲ行フハ

学校當局及学生生徒ハ充分ニ対処シ得ルモノナリヤ

38

27.²₃

36

35 34.

33.

31

30

29. 28

ハ賄ヒ得ザルニ至リタルトキハ如何ニ措置スルヤ

五專門学校、実業専門学校等ノ卒業者ニシテ大學ニ進学

スル者ニ付テハ兵役上如何ナル措置ヲ講ズルヤ

六推薦書交付ガ徵兵猶予トイフ大問題ニ關聯アル以上ソ

ノ取扱ハ慎重ヲ期スル要アリト信ズルモ之ニ対スル措

置如何

等ノ方法ニ依リ從来通リノ課程ヲ授クルモノナリヤ、

教育上ノ措置ヲ具体的ニ説明スベシ

四年限ヲ短縮スルモ学力ヲ低下セザラントセバ学生生徒

ノ負担ハ相当ニ過重トナルベシ、学校報国隊等ニ於ケ

ル団体作業ニ付テハ充分ニ考慮スベキニ非ズヤ

五年十二月専門学校、実業専門学校ヲ卒業シ大学ニ進

入スル者ハ三ヶ月遊ブコトト為ルガ適當ナル方策ヲ講

ズベキニ非ズヤ

六高等学校ノ年限ヲ短縮シテ直ニ大学ニ進入セシムルト

キハ経過的ニ或ル学年ガ重複シテ大学ノ収容力及管理
上支障ヲ來スガ如キコトナキヤ

七専門学校、実業専門学校等ノ卒業者ノ大学進学ヲ當該

学校長ノ推薦スル者ニ付テノミ之ヲ認ムルハ不当ナラ
ズヤ、且斯様ナコトハ学校令上可能ナリヤ

八微兵検査ニ合格シタル高等師範学校等ノ卒業者ヲ中等
学校ニ配当スルヤ

九来年十月以降翌々年三月迄ハ高等専門学校ニ於テハ三年生ガ在学セザルコトトナルモ之ガ財政上ニ及ボス影響並ニ學校ニ於ケル設備及教授上ノ処置如何

一〇卒業即入當ト為ス方針ナルガ卒業者ノ就職ハ入當前ニ
決定セシムルヤ除隊後ニ決定セシムルヤ

一年限短縮ニ伴ヒ高等試験ノ日割ヲ変更スルノ要ナキヤ

問 今回ノ年限短縮ニ付キ教育審議会ニ諮問セザリシハ不当ナ

ラズヤ

答 教育審議会ハ政府ノ諮詢第一号ニ基キ教育ノ内容及制度ノ

基本的ナ刷新改善案ヲ審査中デ未ダソノ答申モ全部出揃ツテ
居ナイ所ニアリマスカラ、從来臨時のナ処置ニ付一々諮詢ヲ
シテオリマゼン。

從テ今回モ特ニ諮詢スルトイフコトハ致サナカツタノニアリ
マス。

併シ乍ラ教育審議会ノ特別委員会整理委員会等ハ頻繁ニ開会
サレテ居リ、ソノ席上ニ於テ政府ノ教育上ノ各種ノ措置ニ付
質疑ガアリ次第當局ニ於テモ出来ル限リソノ内容等ニ付説明
シ又ソノ意見モ出来ルダケ尊重シテ參ツテキル次第ニアリマ
ス。

(注記38)

問 年限短縮ハ凡ソ何年間実施スル見込ナリヤ

答 只今ノ所大体本年度及明年度ヲ目途シテ居ルノニアリマ
スガコノ候ノ情勢ガ繼續スレバ明後年度以降ニ於テモ繼續実
施シナケレバナラヌカモ知レマセヌ。而シテ情勢ノ推移如何
ニ依ツテハ更ニモツト強度ノ短縮ヲ行フ必要ガ生ズル場合ガ
アルカモ知レマセヌ。

何レニ致シマシテモ問題ハ内外ノ情勢如何ニ係ルノニアリマ
スガ、只今ノ見透シトシテハ〔主トシテ〕明年度迄ノ所〔シカ〕
〔ヲ〕考ヘテ居リマ〔抹消〕〔加筆〕〔ス〕。

問 外國ニ於テ戰時対策トシテ年限短縮ヲ行ヒタル事例アリ

49. 47. 45. 44. 43. 42. 41. 40. 39.

(注記39)

何レニ致シマシテモ問題ハ内外ノ情勢如何ニ係ルノニアリマ
スガ、只今ノ見透シトシテハ〔主トシテ〕明年度迄ノ所〔シカ〕
〔ヲ〕考ヘテ居リマ〔抹消〕〔加筆〕〔ス〕。

ヤ、事例アラバ其ノ内容如何

答 外国事情ハ資料入手困難等ノ関係デ判然トハ分ツテ居リマセヌガ、独逸ニ於テ今次大戦直後大学ニ関シ短縮ヲ実施シタ例ガアリマス。其ノ概要ハ左ノ如キモノニアリマス。

独逸ノ大学ニ於ケル年限ノ短縮

(注記40)
独逸ニ於テハ戦争遂行ノ目的ノ為ニ、一九三九年九月一日付ノ規定（規定ノ内容不明）ニ依リ臨時措置トシテ、大学ノ修業年限ヲ一ヶ年短縮スルコト、ス。

短縮ノ方法ニ就キテハ、従来大学ハ三年六期制デ、一ヶ年二期制ナリシモ、今回ノ臨時措置ニ依リ一ヶ年ニ三期宛学修セシメルコト、シ、二ヶ年六期制ヲ採用ス。而シテ経過的ニハ独逸ノ大学卒業期ガ年二回（三月、九月）ナルニ鑑ミ、二ヶ月、四ヶ月、六ヶ月、八ヶ月、十ヶ月、一年ト逐次短縮卒業セシメ一九四一年九月ニ完了セシムルモノナリ。従テ一九三九年十月ニ入学セル者ヨリ丁度一ヶ年修業年限ヲ短縮スルコト、ナル。

尚本臨時措置ニ伴ヒ従来ノ休暇ヲ約十週間短縮シ、教授時間ノ不足ヲ補フコトヲ規定セリ。

(Internationale Zeitschrift für Erziehung 1940. Heft 5)

問 学校ニ内牒シテ置キ乍ラ御諮詢奏請ノ遲レタノハ如何ナル理由デスカ

答 本件ハ教育上異例ノ重要措置デアリマシテ且其ノ施行ハ其ノ影響スル所極メテ広汎多岐ニ亘リマスノデ一日モ早ク御詰

詢ヲ奏請セント努力致シタノデスガ関係官庁間ニ於テ各種ノ

問題ニ付マシテ慎重研究討議ヲ重ネ万全ヲ期シタ為ニ内牒後稍御諮詢ガ遅レタ次第アリマス

(注記41)

問 年限短縮ニ付テ関係学校ニ既ニ内牒シタノハ不都合デハナイデスカ

答 御質問ノ通り本件ハ教育上極メテ重要ナ事項デアリマスカラ御諮詢ヲ經テ正式決定後政府部外ノ者ニ準備サセルノガ至当ト存ジマスケレドモ軍要員及ビ労務動員等ノ計画及ビ将来ノ見透シ等ハ國際情勢ト密接不離ノ関係ニ在リマスノデ最後迄慎重ナル協議ヲ重ネ討議ヲ尽シタ上之ヲ行フコト致シタ為ニ其ノ準備中九月ノ新学期ヲ迎フルニ至リ関係学校令ノ改正、年限短縮ニ伴フ教育上ノ諸措置、兵役法令ノ改正等ヲ待ツテハ著シク時機ヲ失シ本年十二月ニ卒業サセマスニハ学校ニ於ケル準備ノ余裕ガ全クナクナル虞ガアリマシタノデ取り敢ヘズ火急ノ措置トシテ本年十二月卒業サセルコトニナル見込ノ旨ヲ通知シ学校教育ノ万全ヲ期セシメタ次第アリマス

(注記42)

問 今回ノ年限短縮ノ理由解消シタルトキハ直ニ年限ヲ旧ニ復スルヤ旧ニ復スル場合ノ教育上ノ具体的方法如何

答 原則トシテ旧ニ復スル考テアリマス。尤モソノ取扱ハ事實上過去ニ遡ラセルコトハ困難デアリマセウカラ、例ヘバ高等学校テ既ニ年限短縮シテ大学ニ入学シ現ニ在学中ノ者ニ対シテハ大学ヲ三年又ハ四年ヤラセルトイフコトデ行キタイ、即

チ高等学校ノ課程ヲ更ニヤルトイフコトハシナイ積リデアリマス。ツマリ現在短縮ガ進行中ノ者及将来入学スル者ニ対シテ正規ノ年限デ行キタイト考ヘテ居リマス。

(注記43)
〔併消〕
依リマシテハ、学制改革ノ進行ト関聯シテ、全然旧ニ復スルトイフノデナク、ソノ新学制ニ基ク年限ニ振りカヘテ行クトイフコトモ予想サレマスガ、之ハマダ何ニモ定ツタモノハナイノデアリマスカラ、原則トシテ一応現制ニ復スル考ヘデアリマス。」

問 年限短縮ニ依リ卒業者ノ学力ハ〔抹消〕〔加筆〕下ヲ來サシメナイヤウ努メナリヤ

答 出来ルダケ卒業者ノ学力ハ〔抵消〕〔加筆〕下〔抹消〕〔加筆〕下〔ス〕〔七サ〕ルモノナリヤ
力スル積リデアリマスガ、幾分ノ〔抹消〕〔加筆〕下ハ止ムヲ得ナイモノト考ヘマス。シカシ専門学科ニ付テノ学力ハ〔抹消〕〔加筆〕下ハ出来ルダケ避ケタイ、ツマリ基礎的学科ニ於テ多少ノ〔抹消〕〔加筆〕下ハ止ムヲ得ナイト考ヘテ居ルノデアリマス。

(注記44)

問 年限短縮ニ依リ学力ヲ低下セズトセバ今回ノ年限短縮ヲ臨時措置トセズ恒久的ニ学制ヲ改革シテ年限ヲ短縮スペキニ非ズヤ

答 今回ノ年限短縮ニ依リ学力ノ低下ヲ來スコトハ出来限り避けケタイト考ヘテ居リマスガ、相当ノ無理ヲシテ尚且ツ絶対ニ学力抵(マ)下ヲ來サズトハ言ヒ難ヒ事情ニアリマス。従ツテ今回ノ措置ハ全ク臨時的ノモノデアツテ之ヲソノマ、恒久的ノ制

(注記45)

(注記46)

問 学制改革ニ関スル教育審議会ノ答申ハ全部出揃ヒ居ルヲ以テ此ノ際学制改革ヲ断行スル意思ナキヤ
答 政府ハカネテヨリ学制改革ヲ行フ方針デ、教育審議会ヲ設置シ之ニ諮問シテ適當ナル具体案ノ答申ヲ俟ツコト致シタノデアリマスガ、既ニソノ答申ノ一部即チ青年学校義務制定案、国民学校案等ニ付テハ之ヲ実施ニ移シ只今師範学校案ヲ実施スベク準備中デアリマス。中学校〔以下〕〔其ノ他〕ノ諸案モ更ニ実施案ヲ研究準備シテ漸々追ウテ実現シテ参リタイト考ヘテ居リマス。

(注記46)

問 教育審議会ノ答申ニ基キ政府ハ学制改革ヲ断行スル趣ナルガ新学制ニ於ケル在学年限又ハ修業年限ニ付テハ如何ニ考ヘ居ルヤ

答 学制改革ニ付テハ教育審議会ノ答申ニ基キ国民学校ヨリ漸次上級学校ニ及ボサントシテ居ル状況デアリマスガ、在学年限又ハ修業年限ニ關シマシテモ夫々ノ学校ニ応ジ一応ノ答申ハ得テキル次第デアリマス。

併シ乍ラ学制改革ヲ実行シテ行ク場合ニハ、単ニ教育上ノ要求ノミナラズ国家全体ノ要求ヲ十分ニ睨ミ合セテ行カナケレバナラヌノデアリマシテ、現在ノ國際情勢ト我国ノ現状ト二顧ミ、将来ノ学制改革上是非トモ考慮シナケレバナラヌ問題ハ兵役ト労務ノ關係デアリマス。之等ノ点ニ付テハ篤ト研究

シタ上デナイト今直チニ結論ヲ得ルコトハ困難デアルト考ヘテ居リマス。

併シ学制改革モ急ヲ要スル問題デアリマスカラ折角研究中デ

アリマス。

問　来年度モ亦卒業線上ヲ行フベキ労務対策上ノ理由如何

答　現下ノ緊迫セル時局ノ進展ニツイテハ今俄カニ将来ノ予断

ヲ許サザルモノアリト雖モ、國際情勢ノ現況ニ鑑ミルトキニ

ハ、ソノ動向誠ニ容易ナラザルモノノ如ク、從テカカル危局

ニ対処スルタメニハ、労務動員ノ側ニ於テモ来年度ハ人的資

源ヲ最高度ニ活用シ國民皆勤労ニヨル動員態勢ノ整備ヲヨリ

一層工夫セナリマセヌ。^(マ)然ルニ近時漸ク涸渴セル労務

ノ給源ハ來年ニ至リテ俄カニ改善サレルトモ思ハレズ、否軍

需、生拠、運輸交通等各種時局産業ニ於ケル要員ノ大量需要

並ニ徵召集者ノ補充等ノタメニ寧ロヨリ一層ノ逼迫状態ニ陷

ルコト明ラカデアリマス

労務動員計画ハ、年度別ニ計画スル関係上来年度ニツキテハ具体的ニ労務ノ需給ヲ示スコト出来ザルハ誠ニ遺憾ナルモ目

下進行中ノ昭和十六年度工鉱業関係学校卒業者ノ配当計画ニヨレバ同年度ノ配当モ亦官民ノ申請ニ對シテ漸ク十五、六%

ヲ充足シ得ルニ過ギザルモノノ如クコレニヨリテモ労務不足

ノ一班ヲ窺ヒ知ルコトガ出来マスコノ故ニ大学専門学校及ビ

中等実業学校ノ卒業期ヲ來年度モ亦繰上げ、技術、事務及ビ

労務ノ大量需要ヲ一日モ早ク充足スルコトハ緊迫セル國家的

要請ニ正ニ応ヘル所以ト信ジマス

工鉱業関係学校卒業者配当関係(昭一六、一〇、二)

昭和十五年度

申請数	(進学者ヲ除ク)		申請數ニ對ス ル配當割合
	大学	専門	
一一、七七八	二九、〇八九	三、四七八	一一・九
一、四二七	一〇六、五一	八、二〇五	一二・四
一一・一%	一一、一一〇	一一、一〇	一二・三
計	一〇六、五一	一一、一一〇	一二・三

(注記48)

昭和十六年度(予定)

申請数	(進学者ヲ除ク)		申請數ニ對ス ル配當割合
	大学	専門	
一三、三三四	一、七二六	六、一七〇	一二・九%
三一、八八八	一九・三	一九・三	
実業	七二、五四三	一〇、五六〇	一四・四
計	一一七、七六五	一八、三五六	一五・六

問　兵役法第四十一条ノ規定ノ運用ニ依リ徵集延期期間ヲ短縮

スレバ軍ノ所要人員ヲ充足スルニ付テハ支障ナカルベシ、強イテ学校ノ年限ヲ短縮スルハ如何

答　徵集延期期間ヲ短縮シ学校ノ年限ヲ其ノ既ニシテ置キマスト相当多数ノ学生生徒ガ學業ノ中途ニ徵集セラレ國民教育上多大ノ支障ヲ來スコト為リマス今回ノ年限短縮ハ軍事上ノ要求ト教育上ノ要求トノ調和ヲ図ツタ措置デアリマシテ、教育上ノ見地ヨリ些シタル障害ノナイ程度ニ年限ヲ短縮シテ其ノ期間内ニ極力從來通リノ教育ヲ施シ成ルベク学校ヲ卒業シ

(注記50) タル上入営セシメル様工夫シタ次第ニアリマス

問 大正九年度ニ於テ大学及高等学校ノ学年ノ始期変更ニ伴フ

年限短縮アリタル際ハ勅令上ノ措置ヲ講セザリシ理由如何

答 高等学校及大学ノ入学期ハ從来九月デアツタノヲ大正十年カラ四月ニ変更スルコトトシタ為ニ大正九年度ニ於テハ大学及高等学校ノ各学年ヲ一齊ニ大正九年九月ヨリ大正十年三月マデノ七ヶ月トシタノデ、大正九年度ニ大学又ハ高等学校ノ何レカノ学年ニ在学シタ者ノ在学年限又ハ修業年限ハ齊シク五ヶ月ダケ短縮サレタ次第デアルガ、コノ事ハ大学、高等学校ノ入学期ノ変更ニ伴フ謂ハバ後始末ノ問題デ、再び繰り返スコトノ出来ナイ全ク一年限リノ臨時措置デアリ、且學習内容モ必ズシモ全体的ニ低下ヲ來ストイフヤウナコトモアリマセヌデシタノデ、コノ種ノ措置ハ勅令ノ精神カラ逸脱スルモノニ非ズト思料シテ、別段勅令上ノ処置ハ致サナカツタノデアリマス。

(注記51)

問 大学予科及高等学校ノ年限ヲ短縮スルモ大学ノ卒業期線上ノ結果ヲ生ズルハ二三年後ノコトニ属スルヲ以テ現在ノ情勢ヨリ考ヘルトキハ此等ノ年限短縮ハ行キ過ギニ非ザルヤ

答 既ニ申シ述ベタ通り卒業期線上ニ付テハ取り敢ヘズ本年及明年ノ事ヲ考ヘテ具体的ナル方策ヲ目下準備、攻究致シテ居ルノデアリマスガ、将来トモ四因ノ情勢ニ變化ナキ限りハ當

分卒業期ヲ半ヶ年ハ繰上グルノ要ハ十分伺ハレルノデアリマ

(注記52)

然ル限り之ヲ教育的ニ考ヘマスレバ此ノ短縮スベキ半ヶ年ヲ

専門ノ教育、技術ヲ授クベキ高等学校ニ於テ実施致ス事ハ極力之ヲ避ケ普通教育ヲ授クベキ大学ニ於テ此ノ犠牲ヲ負担致ス様ニシテ参ルベキダト考ヘテ居ルノデアリマス

尚少数デハアリマスガ高等学校在学生デ年齢ノ関係上在学中ニ入営スペキ者ニ対シテモ出来ル丈ヶ卒業ノ上入営セシムルノ機会ヲ与ヘ又少シノ期間デモ大学教育ヲ受ケ入営セシムル様ナ処置ヲモ講ジタイト考ヘ本案ノ如ク考ヘテ居ルノデアリマス

問 大学予科及高等学校ノ修業年限ハ本年度ハ短縮セズ来年度ニ於テ一挙六月短縮スルハ如何

答 本年度高等学校ヲ急速ニ短縮致シマシテモ大学ノ卒業期線上ゲノタメノ大学ニ於ケル圧縮教授其ノ他ノ関係上十二月ニ高等学校ヲ卒業セシメ、一月直チニ大学ニ入学セシムル事ハ不可能デアリマス

明年ニ於キマシテハ急ニ六ヶ月短縮致シマスレバ、此ニ依リ高等学校教育ガ相当混乱ニ陥ル事ハ御話ノ通り予想致サレルノデアリマスガ、此ノ点ニ付キマシテハ只今ヨリ十分計画ヲ樹テ、周到ナル準備ヲ致シマシテ出来得ル限りコノ混乱ヲ防止シテ参リタイト考ヘテ居リマス

(注記53)

問 中等実業学校ノ卒業ヲモ繰上ゲネバナラヌ理由如何

明年ニ申シ述ベタ通り卒業期線上ニ付テハ取り敢ヘズ本年及明年ノ事ヲ考ヘテ具体的ナル方策ヲ目下準備、攻究致シテ居ルノデアリマスガ、将来トモ四因ノ情勢ニ變化ナキ限りハ當

分卒業期ヲ半ヶ年ハ繰上グルノ要ハ十分伺ハレルノデアリマ

答 (一) 工業学校卒業者ニ対スル官民ノ需要ハ、時局産業ノ生産増強、応召者ノ補充等ノタメ、近時特ニ大量ニ上ツテ居リ

マスガ、ソノ一部分ヲ充足シテ居ルニ過ギマセン例へバ本年度ハ官民ノ雇入申請ニ対シテ、統制学科卒業者ノ配当数ハ僅カニ一割二分デアリマシタ。又一方本年度ノ専門学校卒業者ノ中、多数ノモノガ卒業直後ニ入営スルコトトモ相成ルナラバ技術者ノ不足ハ從来ニ比シ一層激化スルモノト思ハネバナリマセンノデ、中等学校卒業者ニヨル要員ノ充足ガ益々重要性ヲ帶ビテ参リマス。コノ故ニ卒業期ノ繰上ヲ行ヒ、一日モ早く要員ノ不足ヲ補フコトハ誠ニ緊要ノ措置ト云ハネバナリマセヌ。

(二) 商業学校其ノ他ノ実業学校卒業者ノ場合ハ時局産業ノ繁忙、応召ニヨル労務不足ノタメニ、軍需、生産拡充、交通運輸其ノ他時局産業ニ於ケル現場要員ノ需要ハ益々増加シ本年度ノ労務動員計画ニ於テモ給源トシテ中等学校卒業者ニ求ムル数ハ九万ニ上ツテ居リマシテ、ソノ一部ハ今尚充足デキナイ状態ニアリマス。尚右現場要員ノ外、時局産業、其ノ他ニ於ケル事務要員等モ亦相当程度充足セネバナリマセヌ。之ガ為卒業期ノ繰上ヲ行ヒ実業学校卒業者ヲ速カニ就職セシムルコトハ労務動員計画ノ円滑ナル遂行上洵ニ喫緊ノ事柄デアリマス。又農業学校卒業者ニ関シテハ農業技術者不足ノ今日、緊急食糧増産対策ノ実施ニ遺憾ナカラシムルタメニ、繰上卒業ヲ行フ必要ガアリマス。

(注記55)

問 本件勅令案ニ掲タル学校以外ノ学校ニシテ年限短縮ヲ行フモノニ付テハ法令上如何ニ措置スルヤ

答 本件勅令案ニ掲ゲテ居ラヌ学校ニシテ年限短縮ヲ行フモノノ修業年限ニ付テハ直接ニ教育ノ基礎ヲ為ス各種ノ学校令ニ掲ゲテアリマゼン、其ノ大部分ハ文部大臣又ハ外地長官ニ付テ適宜定メルコトト為ツテ居リマスノデ、之ガ年限短縮ニ付テハ文部省令其ノ他必要ナル規定ヲ設ケ本件勅令案ニ掲タル学校ノ年限短縮ニ準ジテ処置スル積リデアリマス、又例ヘバ旅順工科大学、東亞同文書院等ノ如ク特ニ其ノ学校毎ニ勅令ヲ以テ学校令ニ依ルコトトシ間接ニ其ノ修業年限ヲ定メタルモノモアリマスガ此等ニ付テハ別ニ勅令ヲ以テ本件勅令案ニ準ジ年限短縮ヲ行ヒ得ル途ヲ拓ク考ヘデアリマス

(注記56)

註 本件勅令案ニ掲タル学校以外ノ学校ニシテ年限短縮ヲ行フモノノ修業年限ニ関スル規定調 内地

- 一 高等師範学校——高等師範学校規程第三条、第六条
- 二 女子高等師範学校——女子高等師範学校規程第五条
- 三 臨時教員養成所——臨時教員養成所規程第二条
- 四 實業学校教員養成所——学則ニテ定ム、法令ノ規定ナシ

五 専門学校又ハ実業専門学校ニ準ズル私立学校ニシテ専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校——私立学校令施行規則第一

条、第二条

六 国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業

年限五年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格

トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ実業学校—

工業学校規程第一条農業学校規程第一条等

朝鮮

一 専門学校ニ準ズル私立学校ニシテ専門学校令第五条

ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学

校ノ私立学校規則第二条、第三条

二 国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業

年限五年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格

トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ実業学校

—実業学校規程第六条、第九条

台湾

朝鮮ニ於ケルニノ学校ト同種ノ学校——台湾公立工業學校規則第二条、台灣公立商業學校規則第二条等

樺太

朝鮮ニ於ケルニノ学校ト同種ノ学校——樺太公立實業學

校規程第五条、第七条

南洋群島

南洋庁實業学校——南洋庁實業學校規則第三条

關東州

一 旅順工科大学——旅順工科大学官制第十三条

二 旅順高等学校——旅順高等学校官制第七条

(注記58)

(注記57)

三 大連高等商業学校——大連高等商業学校官制第七条

四 實業学校——大連工業学校規則第二条等

滿洲國（在滿教務部關係）

一 滿洲医科大学及同附属藥學專門部
明治四十四年勅令第二百三十号

二 南滿洲工業專門學校

中華民国（興亞院關係）（外務省關係ナシ）

一 東亞同文書院大學及青島医学院——全然法令ニ依ラズ設
立者ニ於テ年限ヲ定ム
大正十年勅令第三百二十八号

二 北京興亞學院及青島医学院——全然法令ニ依ラズ設
立者ニ於テ年限ヲ定ム
大正十年勅令第三百二十八号

問 本件勅令案第一条ハ不必要ノ規定ナラズヤ

答 大学学部ノ在学年限又ハ大学予科ノ修業年限ハ学制ヲ以テ

大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケルコトニ為ツテ居リ、専門

学校又ハ実業専門学校ノ修業年限ハ官立ノモノニ在リテハ文

部大臣ガ自ラ之ヲ定メ、公立ノモノニ在リテハ管理者、私立

ノモノニ在リテハ設立者ガ之ヲ定メテ文部大臣ノ認可ヲ受ケ

ルコトニ為ツテ居ルノデアリマスガ、今回ノ臨時措置ニ於キ

マシテハ、大学、管理者又ハ設立者ノ側ニ於テ年限ヲ短縮シ

テ文部大臣ニ認可ヲ申請スルト云フ様ナ手続ヲ要セズ、文部

大臣ノ方カラ其ノ处分ヲ以テ年限ヲ短縮スルコトニ致シ度イ

ノデアリマス朝鮮、台灣ニ於キマシテモ同様ニ總督ニ於テ直

接年限ヲ短縮致スノデアリマス、此ノ様ナ趣旨ヲ新ニスル意

味ニ於テ本条ヲ必要トスルノデアリマス

問 本件勅令案ニ依レバ文部大臣、朝鮮総督、台灣総督ガ各別

二年限ヲ短縮シ得ルモノナルガ短縮年限ハ内外地ヲ通ジテ同

一種類ノ学校ニ付テハ常ニ同一トスルモノナリヤ

答 外地長官ハ勿論充分ニ文部大臣ト連絡ヲ取リマシテ同一歩
調ヲ以テ年限ヲ短縮シ上級学校ヘノ進入等ニ付喰ヒ違ヒノ生
ゼヌ様致ス積リデアリマス。

(注記60)

問 旅順工科大学、東亞同文書院等ノ年限短縮ニ付テハ勅令上

ノ措置ヲ要スルガ何故本件勅令案ニ於テ一括処理セザルヤ

答 大学令、高等学校令、専門学校令及実業学校令並ニ朝鮮教

育令及台灣教育令ハ所謂教育制度ノ基礎ニ関スル勅令デアリ

マスガ旅順工科大学ノ在学年限等ニ關スル規定タル旅順工科

大學官制第十三條、東亞同文書院大学ノ在学年限等ニ關スル

規定タル大正十年勅令第三百二十八号（東亞同文会ノ設立ス

ル東亞同文書院大学ニ關スル件）ノ如キハ特定ノ一学校ノミ

ニ付規定シタモノデアツテ、關東州又ハ支那ニ於ケル我国ノ

学校ニ關シテハ未ダ所謂教育制度ノ基礎ニ關スル勅令ガ制定

サレテ居リマセン。本件勅令案ニ於テハ所謂教育制度ノ基礎

ニ付スル勅令ニ対スル臨時特例ヲ取り纏メルコトヲ適當デス

ルト考ヘタ次第アリマス。尚旅順工科大学、東亞同文書院

大學等ニ付キマシテハ、別ニ勅令ヲ以テ本件勅令案ニ掲グル

学校ト同様二年限短縮ノ処置ヲ致ス積リデアリマス

(注記61)

問 最近学生生徒ヲ勤労作業ニ従事セシムベク勧奨シテ居ルガ

ソレハ大体如何ナル仕事ニ従事シドノ程度ノ人数ガ之ニ参加

シテ居ルカ

答 昭和十五年度ニ於ケル学生生徒ノ従事シタ勤労奉仕作業ノ

種類ハ開墾作業、農家ノ労力奉仕、軍役奉仕、飛行場道路等ノ

土木作業、廃品回収〔細工〕、業製炭作業等各種各様デアツテ之等

ニ参加シタル学生生徒ノ数ハ次ノ如ク

大学	参加校数	四一	延人数	九三、二〇六
高等専門学校程度	ク	一二一	ク	八九〇、八三八
中等学校程度	ク	二一八九六	ク	一六、七〇三、〇九三
		総計	一七、六八七、一三七	

(注記62)

トナツテ居リマス

問 勤労奉仕ガ各方面ノ人的資源ノ不足カラ特ニ要望サレ学生

生徒ニ就テハ更ニ教育的効果ヲモ考慮ノ内ニ入レテ積極的ニ

之ガ実用ヲ見テ居ル模様デアル此ノ勤労奉仕ト今回制定セラ

レントスル国民勤労報国令トノ関係ハ如何デアルカ

答 現下ノ労務需給関係ノ逼迫ハ益々甚シイノデアツテ国民ノ

勤労ヲ國家ノ要請ニ則応セシメ之ヲ最高度ニ發揮セシメル必

要ガアル從ツテ従来統制ナクシテ各方面ニ於テ奉仕的勤労ニ

従事シテ居ツタモノヲ組織的計画的ニ統制シ其ノ能率ヲ高度

化スペク国家総動員法第五条ニ拠リ緊要ナル総動員業務ニ協

力セシムル為ニ国民勤労報国隊令ヲ制定シタモノデアル

而シテ学生生徒ノ勤労奉仕モ此ノ勅令ノ命ズルトコロニ依ツ

テ規定セラル、コトニナツタノデアル

各学校ニ於テハ之ガ要請ニ応ズベク已ニ学校報國隊ヲ組織シ指揮系統ノ確立セル部隊編成ヲ行ヒコノ隊組織ヲ以テ農業増産軍需品其ノ他総動員上必要ナル業務ニ協力シツアリ又何時如何ナル事態ノ發生ニモ対処スペク非常ノ心構ヲ持ツテ居ル次第デアル勤労報國令ノ規定スル義務者ハ男満十四歳以上四十歳迄女満十四歳以上二十五歳迄デアルガ学生生徒ニ就テハ中等学校三年程度以上ノ者ニ限ルコト、ナツテ居ル

問 卒業者ノ殆ンド全部ガ入営スルトセバ年限短縮ハ労務動員

上関係ナカルベク専ラ軍事上ノ理由ニ依ルモノト解シテ可ナリヤ

答 男子ノ大学、専門学校ニ付テハ軍事上ノ理由ガ主トシテ働くワケデアリマスガ、女子及中等程度ノ実業学校ニ付テハ専ラ労務動員上ノ理由ニ基クモノデアリマス。又大学、専門学校ノ男子卒業生ト雖モ全部入営スルワケデハアリマセヌノデ、ソノ時ノ事情ニ依ツテ多少ノ相違ハアリマセウガ、矢張リアル程度ハ不合格者トシテ残ルノデアリマシテ之ガ一般労務関係ニ就業スルコトトナルワケデアリマス。

問 軍事上ノ要員ガ急激ニ膨張シ六月ノ年限短縮ニ依ツテハ賄ヒ得ザルニ至リタルトキハ如何ニ措置スルヤ

答 左様ナ場合ニ於キマシテハ惑ハ最早年限短縮トイフガ如キ方法ニ依ルコトガ不可能トナルカモ知レマセヌ。之ハ十分研

(注記64)

究シタ上デナイト確實ナ事ハ申上ゲカネマスガ、仮ニ年限短縮トイフコトガ此ノ上ハ不可能ト致シマスレバ、在学中兵役

ニ服セシムルヤウナ方法ヲ採ルコトモマタ止ムヲ得ナイモノト考ヘテ居リマス。而シテ左様ナ場合ニ於キマシテハ兵役二服シタ後ニ於テ更ニ學業ヲ継続セシメルトカ或ハ補習的教育ヲ施ストカ等ノ方法ヲ考究シナケレバナラヌモノト存ズル次第デアリマス。

(注記65)

問 専門学校、実業専門学校等ノ卒業者ニシテ大学ニ進学スル者ニ付テハ兵役法上如何ナル措置ヲ講ズルヤ

答 専門学校、実業専門学校等ノ卒業者デ大学進学ニ適スル者ニ付テハ學校長ガ推薦書ヲ交付スルコトトシ推薦書ノ交付ヲ受ケタ者ハ大學入学後徵集延期ノ恩典ヲ有スル事ニイタシマシタ

(注記66)

問 推薦書交付ガ徵兵猶予ト云フ大問題ニ関係スル以上其ノ取扱ヲ慎重ニスル必要ガアリマスガ當局ハ之ニ対シ如何ナル处置ヲ採ル方針ナリヤ

答 専門学校、実業専門学校ノ上級學校進学ニ關スル既往ノ実績ヲ十分ニ參酌シ無理ノナイ様慎重ニ決定スル方針デアリマス

(注記67)

問 教員養成機関ノ年限ハ短縮セザル方適當ナラズヤ殊ニ女子高等師範學校ノ線上卒業ハ如何ナル理由ニ基クヤ又線上卒業

セシムルモ配当上支障ヲ來サザルヤ

答 教育ハ教員其ノ人ヲ得ルヲ以テ要諦トスルガ故ニ教員養成機関ノ修業年限ハ之ヲ短縮セザルヲ適当ト認メルガ高等師範学校及男子ノ臨時教員養成所生徒ハ兵役ノ關係モアリ一面転職、応召等ニヨル教員ノ不足ニ対応スル為之ヲ短縮スルノデアル

(注記68)

尚女子高等師範学校ノ生徒ニ付テハ男子ノ卒業者ト同時ニ中等学校ニ配当スル關係上其ノ他教員ノ転職、応召等ニヨル欠陥ヲ充足スル必要上修業年限ヲ短縮スルノデアル。又中等学校ニ於ケル教員不足ノ現状ニ鑑ミ繰上卒業ヲナスモ中等学校ニ配當上何等ノ支障ナキ見込デアル

(注記69)

問 高等師範学校及女子高等師範学校ノ年限ヲ短縮スルニ師範学校ノ年限ヲ短縮セザル理由如何

答 本年四月ヨリ国民学校制度ガ実施セラレ義務教育年限六年ヲ八年ニ延長セラレルコトトナツタ關係上一層資質優良ナル教員ヲ配置スルノ必要ガアルノデ明年度ヨリ師範学校ノ修業年限ヲ延長シテ専門学校程度トナスペク計画中デアル從ツテ現制ノ師範学校ノ修業年限ヲ短縮スルコトハ〔採消極メテ困難デアル〕〔加筆考ヘテ居ナイ〕

問 臨時教員養成所及実業学校教員養成所ノ年限ヲ短縮スルニ青年学校教員養成所ノ年限ヲ短縮セザル理由

答 青年学校本科ノ義務制ガ実施セラレタ關係上愈優良ナル教

員ヲ配置シテ青少年教育ノ徹底ヲ期スル必要ガアルノデ

〔採消明年度ヨリ青年学校教員養成所ノ修業年限ヲ延長シテ専門

学校程度トナスペク計画中デアル從ツテ〕現制ノ青年学校教員養成所ノ修業年限ヲ短縮スルコトハ〔採消困難デアル〕〔加筆考ヘテ居ナイ〕

(注記70)

問 女子専門学校卒業者繰上ノ理由如何

答 女子専門学校卒業者ノウチ、医科、薬学科、歯科ノモノハ医療關係者ノ不足ヲ補充シ、国文科、英文科、家政科ノモノハ教職其ノ他一般事務方面ノ需要ヲ充足シ、尚家政科ノモノモ、工場、鉱山附設託児所ノ他厚生施設ノ拡充ニ伴フ要員充足ヲ図ルタメ緊急必要デアリマスノデ、女子専門学校卒業期ノ繰上ゲラ行フコトハ洵ニ緊要ナル措置ト信ジマス

(注記71)

問 中学校、女学校ノ卒業繰上ヲ行ハヌ理由如何

答 生徒ノ年齢ト学校ノ性質トカラ見テ中学校及女学校ノ卒業期ノ繰上ゲハ行ハナイコトニ致シテ居リマス、併シ中学校、女学校ニ在ツテモ学校報国隊ノ編成及ソノ活動等ニヨリ総動員態勢ヲトツテ必要ノアル場合ニハ労務上ニモ大イニ寄与セシメマスル様努力致シテ居リマス

(注記72)

問 何故高等女学校高等科又ハ専攻科ニ付繰上卒業ヲ行ハナイノデスカ

答 此等ノ学校ハ女子専門学校ガ社会人トシテノ女子ニ須要ナ

ル高等ノ実際的知識技能ヲ授クルト異リ一般的高等教育ヲ授クルヲ主眼ト致シマスノデ女子専門学校ノ年限ヲ短縮シマシテモ同時ニ之ヲ短縮シナケレバナラナイ訳デモアリマセン。又其ノ卒業見込ノ生徒モ少數デアリマス。

(注記73)

問 年限短縮ニ伴ヒ改正ヲ要スル法令ナキヤ

答 地方待遇職員令、公立図書館職員令ハ改正ヲ要スルモノト存ジマス、此等ハ年限ヲ短縮セラレタル学校ノ新卒業生ガ出マスル迄ニ適當ナ処置ヲ講ズル積リデアリマス。

(注記74)

問 適当ナル準備期間モ置カズ急ニ年限短縮ヲ行ツテ学校当局及学生生徒ハ充分ニ之対処シ得ルデセウカ

答 内牒後ノ学校ノ実情ヲ見マスニ本件ノ重大性ヲ克ク理解シ直ニ教授科目ヲ再編成シ、教職員ノ分担ヲ定メテ学生、生徒ノ指導ニ当ル等極メテ機宜ノ措置ヲ講ジツ、アリマシテ教職員、学生、生徒ノ緊張ノ様子ヨリシテ予期以上ノ成績ヲ挙ゲツ、アル学校モアリマスノデ必ズシモ憂慮スベキモノアリト思惟サレズ全般的ニ学科ノ重點ヲ指示シ努メテ教育ノ低下ヲ來サザル様嘗励シツ、アリマス。

(注記75)

尚來年度ニ於テハ学科ノ編制替等モ相當考慮シナケレバナラヌト考ヘテ居リマス。

問 年限ヲ短縮シテモ学力ヲ低下セヌ様ニスレバ学生、生徒ノ負担ハ相当ニ過重トナル様デスガ學校報國隊等ニ於ケル团体作業ニ付テハ充分ニ考慮スベキデハナイデセウカ

答 最高学年ノ学生、生徒ハ本年十二月迄ハナルベク學業ニ専念セシメテ報國隊ノ活動ハ主トシテ次学年以下ノ者ヲ当ラシメル様ニ致シタイト考ヘテキマス〔抹消尚上級學校進学ノ決定シ

(注記76)

ツテキルノデ休暇モ出来ル丈ヶ短縮シ毎日ノ授業時数モ増加スル積リデアリマス。専門学校、中等学校ノ今年度繰上卒業者ニ対シテハ卒業試験期日及卒業式日ヲ含メ大体十二月二十八日迄在校セシメ、日曜ハ休マセルガ土曜ハ午後約三時間ノ授業ヲ行ヒ他ノ週日モ大体一時間宛授業時数ヲ増加スル積リデアリマス。併シ之ダケデハ短縮ヲ行ハナイ場合ニ比シテ尚時間ガ不足シマスガ、之ハ学科ノ方デ按排シタイト思ツテ居リマス。即チ増加授業時数ハナルベク専門学科ソノ他歴史、地理、数学、物理、化学等ノ如キ組織的学科ニアテ、余裕アラバ更ニ語学、体操、国語、漢文等ニモ充テルトイフコトニシタイト思ツテ居リマス。大学ニ於テハ専門学校以下ニ於ケル学科ノ按排トイツタヤウナ講義単位相互間ノ時間的融通ハ困難デアルガ、夫々ノ時間数ヲ増加シテ各単位内ニ於テ重点主義ニ依テ支障ナキ程度ノ学力ヲ維持サセルニ力メル積リデアリマス。

問 年限ヲ短縮スルモ、休暇短縮、一日ノ授業時数ノ増加等ノ方法ニ依リ從来通リノ課程ヲ授クルモノナリヤ、教育上ノ措置ヲ具体的ニ説明スベシ

答 大体ニ於テ從来定ツテキル課程ヲ出來ルダケ授ケタイト思

(注記77) タ者ハ其ノ入学迄母校ニ於テ補習教育ヲ授ケ旁々力メテ時局業務ニ從事セシムル方針デアリマス」

問 本年十二月専門学校、実業専門学校ヲ卒業シ大学ニ進入スル者ハ三ヶ月遊ブコトナルガ適當ナル方策ヲ講ズベキニ非ズヤ

(注記78) 答 専門学校、実業専門学校卒業生ニシテ大学ニ進入スル者ハ極メテ少數デアリマスガ、併シ之ヲ只遊バセテ置クヤウナコトハ避ケタイト考ヘマシテ、一月上旬ヨリ三月下旬ノ間ニ於テ夫々卒業セル学校ニ於テ補習的教育ヲ施シ或ハ団体的訓練、勤労奉仕作業ヲ行フ等ノ措置ヲ講ジタイト考ヘテ居リマス。即チ臨時ノ補習科ノ如キモノヲ設ケ出来ル限り之ニ収容スル方法ヲ講ジタイト考ヘテ居リマス。

リマスカラ、多少講義時間数ノ臨時ニ植エル位ノコトハ起ルモノト考ヘラレマスガ支障ナキ程度ニ工夫按排シタイト思ツテ居リマス。

問 専門学校、実業専門学校等ノ卒業者ノ大学進学ヲ當該學校長ノ推薦スル者ニ付テノミ之ヲ認ムルハ不当ナラズヤ、且斯様ナコトハ學校令上可能ナリヤ

答 學校長ガ卒業者ノ學力其他ヲ考慮シ大学進学ニ適スル者ニ付キ推薦スル方法ヲ採ルノハ時局ニ鑑ミ適當ナル行政的措置ト信ジマス

(注記80) 又各大學ハ専門學校卒業者ノ入学ニ付テハ高等学校高等科卒業者又ハ大學予科修了者ト異リ入学資格並ニ順位ヲ學則ニ於テ定メ得ル事トナツテ居リマスカラ本措置ハ適法デアリマス

問 徵兵検査ニ合格シタル高等師範學校等卒業者ヲ中等學校二配当スルヤ

(注記81) 答 徵兵検査ニ合格シタル高等師範學校等卒業者ハ卒業後直ニハ配当シナイ考デアリマス

(注記79) 問 来年十月以降翌々年三月迄高〔株消〕〔加筆〕〔初〕〔等〕専門學校ニ於テハ三年生ガ在学シナイコトニナルガ、之ガ財政上ニ及ボス影響並ニ學校ノ設備及教授ノ処置如何

答 明年ノ線上卒業ノ臨時措置ハ現在ノ情勢カラ見マシテ止ムヲ得ザル教育上非常ノ措置デアリマス學校ヲ最高度ニ活用致

(注記82) シマス上カラハ、明年ノ繰上卒業ト同時ニ中等学校ノ卒業生ヲ入レルベキデアリマセウガ、カクシテハ長^(抹消)^(加筆)〔期〕ニ亘リ学校ノ制度上甚シイ混乱ヲ惹起致シマスノデ、明年十月以降三月迄高等専門学校ニ一部間隙ノ生ズルコトハ止ムヲ得ナイコトデアリマス唯之ニ伴フ財政上ノ欠陥ハ相当考慮致サネバナラヌ問題デアリマス官立ノ学校ニ就キマシテハ本年通り其ノ後ノ授業料ハ免除スル方針デ参リ度イト思ヒマスガ公立及私立ノ学校ニ於キマシテハ公共団体及学校ノ財政状態ガ区々デアリ、多クハ其ノ期間ノ収入欠陥ニ依ツテ相当痛手ヲ蒙ムルコト、思ヒマスノデ出来ル丈補填ノ道ヲ開イテヤル様ニ致シタイト思ツテ致リマス

(注記83) 設備ハ高等学校又ハ大学予科デハ或程度使用セザルモノガ出来マスガ専門学校デハ大学進学志望者ノタメ設ケラレル補習所ガ利用スルコトトナリマス。教授ニ付テハ現在相当学校ハ繁忙デアリマスカラ学校ノ校務ヲ担当サセマストカ、報國隊ノ指導ニ任せサセマストカ又個人ノ研究ヲ獎励致シマス外本省ニ於テモ種々講習鍊成ノ必要ヲ感ジテキル向モアリマスノデ講習会ニ出席サセマスナリ鍊成所ニ入所セシメルナリ、又内地留学ヲ命ジマス等ムシロ其ノ期間ニ教職員ニ希望スルコトガ多々アルノデアリマス

問 卒業即入當ト為ス方針ナルガ卒業者ノ就職ハ入當前ニ決定セシムルヤ除隊後ニ決定セシムルヤ
答 軍需、生産拡充其ノ他時局産業ニ於ケル技術及事務要員ノ

(注記84) 新規需要ハ現在大量ニ上ツテ居リマスノデ、業主側デハ要員充足ニ腐心シテキル為学校卒業後直ニ入當スルモノト雖モ一応採用シ、服役期間終了後ノ復職ヲ考慮スルノ措置ヲ採リツツアリマスガ、併シ右服役期間ガ数年ニ亘ルコトヲ懼レテ、或ヒハ業主側ニ於テ学校卒業直後ノ雇入ヲ躊躇スル向モアルコトト予想サレマス。コノ場合ニ於テハ服役終了後ニ業主ガ雇入ルルコトニナルト思ハレマスガ、之ニ付テハ入當者職業保障法（第五条ノ二及第六条）ガ未就職者ニ対シテモ適用サレ、服役期間終了後ニ優先的ニ就職ノ機会ヲ与ヘル途モ開力レテ居リマスノデ、学校卒業者ノ服役期間終了後ノ就職ハ円滑ニ運ブモノト信ジマス

「参考」入當者職業保障法

第五条ノ二 職業紹介事業ヲ行フ行政庁（船員職業紹介法第三条第二項ノ規定ニ依リ船員職業紹介事業ヲ行フ者ヲ含ム）ハ退當者ニシテ原職ナキモノ又ハ原職ニ復帰スルコト困難ナリト認ムルモノノ職業紹介ニ付テハ被傭者ヲ求メントスル者ニ對シ其ノ被傭者タルニ適スト認ムル退當者ヲ優先シテ雇傭スルコトヲ慾漁スルコトヲ得
前項ノ規定ハ退當者ガ退當シタル日ヨリ三月ヲ経過シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

(注記85) 第六条 当該官吏又ハ公吏ハ第二条乃至第五条ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ当事者ニ対シ勧解ヲ為スコトヲ得
前項ノ当該官吏又ハ公吏ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

問 年限短縮ニ伴ヒ高等試験ノ日割ヲ変更スル要ナキヤ

答 大学ノ卒業前ニ口述試験ヲモ全部終了スルニ支障ノナイ程

度ニ試験ノ日割ヲ繰上げ度イト存ジテ居リマス、大体ニヶ月

半位ヲ繰上げ七月中ニ口述試験ヲ終了サセタイト考へ目下研

究中デアリマス

(注記86)

附属参照書ニ関スル目次

一 在学年限又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ学校

二 修業年限ノ短縮ヲ行ハザル学校

三 年限短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度卒業者見込數

調

四 年限短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度最終学年ノ第

三学期分授業料額調

五 昭和十六年度女子専門学校卒業見込者ノ職能別調

六 昭和十六年度在学者中昭和十四年度以前入学者概数

七 高等師範学校〔^{加筆}等〕卒業者及無試験検定合格者学科目別

員數調

八 中等学校欠員教員數調

在学年限又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ学校

一、大学学部及大学予科

二、高等師範学校

三、女子高等師範学校

四、専門学校

五、実業専門学校

六、高等学校高等科

七、臨時教員養成所

八、実業学校教員養成所

(注記87)

九、実業学校中国民学校初等科終了程度ヲ以テ入学資格トスル
修業年限五年以上ノ学校、国民学校高等科一年修了程度ヲ以

テ入学資格トスル修業年限四年以上ノ学校、国民学校高等科
修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校

一〇、私立学校令ニ依リ設立セラレタル学校中専門学校令第五条
ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校並ニ前

号ノ実業学校ニ準ズル学校

修業年限ノ短縮ヲ行ハザル学校

一、青年学校教員養成所

二、師範学校

三、中学校

四、高等学校尋常科

五、高等女学校並ニ高等女学校高等科及専攻科

六、実業学校中国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル
修業年限四年以下ノ学校、国民学校高等科一年修了程度ヲ以

テ入学資格トスル修業年限三年以下ノ学校、国民学校高等科
修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年以下ノ学校

七、私立学校令ニ依リ設立セラレタル学校中専門学校令第五条

(注記88)

ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年以下ノ学校並ニ前

号ノ実業学校ニ準ズル学校

八、盲学校及聾啞学校

九、青年学校

一〇、国民学校

年限短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度卒業者見込数調

一六、一〇、二

学校種別

男子学校
女子学校

備考

計		大学	学部	大学	予科	高等師範学校	女子高等師範学校	専門学校	実業専門学校	高等学校高等科	臨時教員養成所	実業学校教員養成所	男子学校	女子学校	備考
(二二二四五)													一八、七九四	一八、七九四	一、本表ハ和年十六年五月一日現在ノ統計ニ依ル
(二二二三四)													(五)二六六(五)	三六四	二、別科ハ本科ト同程度ノ修業年限ノモノニ限り算入セリ
六、三三七													一九、二二二	一一〇一	三、(一)ハ昭和十六年度ニ短縮ヲ行ハザルモノトス

四、外二専門学校又ハ実業
専門学校ニ準ズル私立
学校中報告ヲ徵シタル
モノ三三校アリ卒業
見込ノ生徒数ハ男子六
四七人女子二八七人

(注記89)

(注記90)

計		専門学校	大学学部	学校種別	最終学年	三学期分授業料額	年限短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度最終学年ノ第三学期分授業料額調
計	官立	専門学校	大学学部	学生生徒数	三学期分授業料額	備考	一六、一〇、二
計	私立	官立	大学学部	学校種別	最終学年	三学期分授業料額	年限短縮ヲ行フ学校ニ於ケル昭和十六年度最終学年ノ第三学期分授業料額調
二二二、八〇九	六五、一七八	七三、三四六	九、二五七	一	九一七	二八〇、七九四	一、本表ハ和年十六年五月一日現在ノ統計ニ依ル
二二二、三七七	一九、三〇四	六三、六三八	九、二五七	一	九一七	二八〇、七九四	二、別科ハ本科ト同程度ノ修業年限ノモノニ限り算入セリ
二二二、五五七	一九、三〇四	七八五、一三一	九、二五七	一	九一七	二八〇、七九四	三、(一)ハ昭和十六年度ニ短縮ヲ行ハザルモノトス
昭和十六年度女子専門学校卒業見込者ノ職能別調		生徒数二算定セリ		授業料ノ種別二依ル第三学期分授業料等ヲ各校		二期分納ニ依ルモノ一八校分 第三学期分ノ授業料等ヲ各校	

(注記91)

家事裁縫	二、二二七	九八三
文学	八七八	四一九
薬学	一一三	一二三
医学	一一九	二二一
歯科医学	一一九	二二九
音楽	一一九	二五二
美術	一一九	一七一
体操	一一九	一六九
看護婦	一一九	(四八)
法学	一一九	六
数学	一一九	六
商学	一一九	六
神学	一一九	六
物理化学	一一九	六
計	四、八七六	(四八)
備考	一、昭和十六年五月一日現在ノ統計ニ依リ計上ス 二、本科ト同程度ノ修業年限ノ別科ヲ含ム 三、(一)ハ女子実業専門学校ヲ示ス	

(注記92)

種別	昭和十六年度在学者中昭和十四年度以前入学者概数		備考
	一六、九、二四	計	
三年生	一、六五〇	二、三三三	
四年生	一、五八五	二、九一	
五年生	五、三〇一	二、三三	
六年生	六、三三八	四五六	
統計ニ依ル 十五年度	三、三六二	二	
統計ニ依ル 十六年度	八六六	一一〇六	
統計ニ依ル 十五年度	三、三三五	二〇八	
統計ニ依ル 十五年度	六、三三八	七、八五七	
統計ニ依ル 十五年度	三、三三五	二、四五八	
統計ニ依ル 十五年度	一、〇九九	二、四五二	
統計ニ依ル 十五年度	二、三三〇〇九	八、八四九	
統計ニ依ル 十五年度	五、五九四	六、八五〇	
統計ニ依ル 十五年度	二、三五	九、三五二	
統計ニ依ル 十五年度	一、六五四	二、八三七	
甲種実業學校	二〇八	九、〇六	
師範學校本科第一部	二、八五七	五、五七	
中學校	一〇八	九、五〇四	
高等学校尋常科	一〇八	九、五五二	
二、二二七	九、五五四	九、五五三	
計	四、八七六	(四八)	
備考	一、兵役法施行令第百条第二号ノ認定學校ヲ計上セズ 二、本表中ニハ研究科、選科等ノ別科並ニ女子ヲ含マズ 三、専門學校ニ於ケル予科、本科ハ通算ス 四、中途退学者ヲ控除セズ		

(注記93)

中等学校欠員教員數調		(注記93)														高等師範学校等卒業者及無試験検定合格者学科目別員數調	
修 身	哲 學 公 民 科															修 身	哲 學 公 民 科
二 七	三 一	昭和十 一年度		四 六 七	八 六 七	四 八 九	一 四	三 五 八	二 三 七	三 三 八	五 五 八	二 二 一	三 三 一	三 三 一	四 六 七	三 七	昭和十五 年年度高等 師範学校等卒 業者數
二 四 七	一 一	同十二 年年度		六 三 七	二 二 六	一 一 八	二 九 四	九 七 三	八 六 二	三 六 二	一 五 一	一 五 一	一 五 一	一 五 一	二 四 八	五 〇 五	昭和十四 年年度ニ於ケル 無試験検定合 格者數
一 四 七	一 一	同十三 年年度		三 二 六	三 二 六	二 二 五	一 一 八	三 六 二	八 六 二	三 六 二	一 五 一	一 五 一	一 五 一	一 五 一	二 四 八	五 〇 五	昭和十四 年年度ニ於ケル 無試験検定合 格者數
二 二	一 九	同十四 年年度		三 二 七	〇	二 二 六	二 九 四	九 七 三	八 六 二	三 六 二	一 五 一	一 五 一	一 五 一	一 五 一	二 四 八	五 〇 五	昭和十四 年年度ニ於ケル 無試験検定合 格者數
二 二	三 〇	同十五 年年度		二 二 四	一	二 二 五	二 九 四	九 七 三	八 六 二	三 六 二	一 五 一	一 五 一	一 五 一	一 五 一	二 四 八	五 〇 五	昭和十四 年年度ニ於ケル 無試験検定合 格者數

(毎年四月末日現在)

問 大学令第十六条ハ削除スベキニ非ズヤ
 答 大学令第十^{〔加筆〕}八条ノ規定ハ学士ト称シ得ル為ノ大学学部ニ
 於ケル在学ノ最低年限ヲ定ムル^{〔抹消〕}ノ規定デアリマシテ、直接
 大学学部ノ在学年限ヲ定メテキルモノデハアリマセン。学士
 ト称シ得ル為ノ^{〔加筆〕}大學学部ニ於ケル在学ノ最低年限ト大学学
 部ノ在学年限ハ觀念上ハ別個ノモノデアリマス。而シテ大
 学学部ノ在学年限ハ大学令第十六条ノ規定ニ依リ大学ニ於テ
 学則中ニ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受ケルベキモノデアリマ
 ス。^{〔現ニ〕}学則ニ於テハ例ヘバ「本学部ニ於ケル学生ノ最短

(注記94)																			
体操		音楽		作業科		図書		習字		実業		手芸		裁縫		家事		物理化学	
五 三 三	六 一 二	三 二 一	五 七 五	七 九 四	一 三 三														
五 七 三	六 一 二	二 五 八	二 八 三	五 三 二	一 三 二														
六 八 二	一 一 九	二 九 二	二 二 一	二 一 一	一 一 一														
一 、 〇	四 七 一	一 六 八	二 三 三	二 一 一	一 一 一														
二 、 〇	五 四	二 七 七	二 五 六	二 八 九	三 三 九	三 三 八	三 三 七												

修学期間ハ三年トス云々」ト規定シ、又「学生ノ在學期間ハ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ズ云々」(東京帝國大學工學部規程)ト規定シテアリマシテ此ノ規定ニ依リ學部ノ在學年限ハ三年乃至六年ト定マツタモノデアルト考ヘルノデアリマス。

従ツテ大學令第十^(加筆)条ノ規定ニ依ル學士ト稱シ得ル為ノ

[大學學部ニ於ケル在學ノ]最低年限ヲ短縮スルコトニ依ツテ當然ニ學則中ニ定メラレマシタ大學學部ノ在學年限ガ短縮セラレルノ結果トナル^(モ)ノニアリマセン。

唯實際問題トシテハ、學士ト稱シ得ル為ノ[大學學部ニ於ケル在學ノ]最低年限ト大學學部ノ最低^(加筆)在學年限トヲ一致セシメルコトガ大學令ノ精神デアルト考ヘマシテ其ノ様ニ運用シテキルノニアリマス。依ツテ第十六条ヲ引用シナイコトハ制度ノ上ニ於テ不正確デアリマス。

[尙一言申添ヘマスガ大學令第十条ノ規定ニ依ル學士ト稱スル]為ニ必要トセラルル最低在學年限ヲ大學ノ學則ニ於テ延長スルガ如キコト

問 専門學校令第八条第二項ヲ削除スベキニ非ズヤ

答 專門學校令第八条第二項ヲ引用シナイコト致シマスレバ同令第六条ニ依リ專門學校ノ修業年限ハ三年以上トアルノヲ二年半以上ニ短縮致シマシテモ、二年半以上ニ於テハ公立、私立ノ專門學校ノ修業年限ハ第八条第二項ノ規定ニ依リ學校ノ管理者又ハ設立者ニ於テ^(加筆)定メ^(株道)文部大臣ノ認可ヲ受ケナケレバナラナイノニアリマス、今回ノ年限短縮ハ現下

ノ時局ニ對処スル為ノモノデアリ各學校一樣ニ之ヲ行フ必要ガアリ且具体的ニ年限ガ短縮セラレタト云フ結果ヲ早急ニ實現スル必要ガアリマスノデ、學校ヲシテ第八条第二項ノ手続ヲ一々採ラシメル様ナコトハ避ケルベキデアリマス

問 「實業學校令第二条ノニ第二項」ノ文言ヲ削除シ得ルヤ

答 實業專門學校ニ付テハ實業學校令第二条ノニ第二項ニ「實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ニ依ル」トアリマシテ、實業專門學校ハ其ノ實體ニ於テハ專門學校令ニ依テ居リマスノデ、實業專門學校ノ修業年限ニ付テハ專門學校令第六条及第八条デ定メラレタコトトナルト考ヘルコトガ出来マス、従テ專門學校令ノ條文ヲ引ケバ特ニ實業學校令第二条ノニノ規定ヲ引用セズトモヨイト云フ御考ヘハ一應御尤デアリマスガ

(一) 專門學校ノ中ニ實業專門學校ヲ當然包含スルモノトシテ取扱ハズ特ニ之ヲ規定スルコトヲ適當ト認メマシタ關係上

實業專門學校ハ本来實業學校令ガ其ノ一番ノ基礎デアリマスカラ同令ノ法文ヲ引クコトガ規定ヲ明確ナラシメマス上ニ必要デアルト認メマシタコト

ソレハ專門學校令トシテ單獨ニ働くモノデナク專門學校令ノ内容ガ實業學校令ノ内容トシテ働くモノト考ヘマス

例へバ国家総動員法ト云フ法律ハ南洋群島及関東州ニ於テ
ハ勅令デ同法ニ依ルコトヲ定メテ居リマスガ、之モ法律ガ
法律トシテ南洋群島及関東州ニ施行セラルモノデハナク
國家総動員法ノ内容ガ勅令ノ内容トシテ取入レラレ勅令的
ノ効力トシテ同地ニ施行サレテ居ルノデアリマス。

(三) 政府ハ從来モ右ノ如キ考方デ立法ヲスルノガ例デアリマ
ス。例へバ本年本院ノ御諮詢ヲ仰ギマシタ国民学校令ニ関
聯シテ同時ニ御諮詢ヲ仰ギマシタ朝鮮教育令中改正勅令台
湾教育令中改正勅令ノ附則ニハ朝鮮教育令又ハ台湾教育令
ニ於テ依ルコトヲ定メタル国民学校令ニ依ル初等科ト云フ
文言ヲ用ヒマシテ單ニ国民学校令ニ依ル初等科トハ申シマ
センデシタ、之ハ朝鮮教育令及台湾教育令ノ「初等普通教
育ハ国民学校令ニ依ル」トアリマスル規定ニ対応シタモノ
デアリマス。

右ノ次第ヲモチマシテ、規定ト致シマシテハ専門学校令ノ法
文ヲ引ク丈デハ正確デナク実業学校令ノ法文ヲモ引用スルヲ
適當ト認メテ居リマス

問 専門学校ノ中ニ実業学校ヲ含メルコトヲ得ルヤ

答 実業専門学校ニ付テハ実業学校令第二条ノニニ於テ「実業
学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門学校トス実業專
門学校ニ関シテハ専門学校令^{〔抹消〕}ノ定ムル所ニ依ル」トアリマ
シテ、実業専門学校^{〔加筆〕}ハ実業学校令ニ依ル実業学校ニ外ナ
ラヌノデアリマスガ、其ノ実体ハ専門学校令ノ定ムル所ニ依

ルコトトナツテ居リマス。従ツテ正確ニ云ヘバ実業専門学校
ハ専門学校令ノ専門学校デハナイノデアリマシテ、之ヲ別ニ
規定スルコトガ立法上ハヨリ望マシイコト存ジマス。
曾テ本院ノ御諮詢ヲ經マシタ昭和三年勅令第二十六号北海道
府視学官、地方視学官等ノ特別任用令第一条及昨年本院ノ御
諮詢ヲ經マシタ奏任文官特別任用令第六条第二項ノ規定ハ其
ノ趣旨ヲ以テ規定ヲ置イタノデアリマス、依テ本案ニ於テモ
此ノ前例ヲ踏襲スルコトガ適當デアルト考ヘタ次第デアリマ
ス。

註 現行法令中ニハ〔裏〕〔^{〔抹消〕}〔加筆〕〕ニ専門学校ト云ツタ丈デ其ノ中
ニ実業専門学校ヲ包含セシメタ立法令ガナイデハアリマセ
ン(例へバ陸軍現役将校学校配属令一条陸軍補充令五十四
条第二号)

問 本勅令案第一条第一項中大学令、高等学校令等ダケヲ引用
スルニ止メ条文マデモ引用スルコトヲ止メテハ如何

答(一) 本勅令案ハ大学令、高等学校令等ノ教育ノ基礎ニ関スル
勅令ニ對スル特例ヲ規定スルモノデアリマスカラ矢張り、
单ニ「大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令ニ
依ル大学学部、大学予科云々」トセズ基本ノ勅令条文ヲ引
用スルコトガ適當デアルト存ジマス

(二) 更ニ本勅令案第一条第一項ノ規定ニ依ツテ年限ヲ短縮シ
マシテモ大学令第十三条第二項及第三項中ノ修業年限三年
又ハ修業年限二年トアル字句ソノモノマデガ当然ニ改マル

モノデハアリマセン従ツテ本勅令案第一条第二項ノ規定ハ

之ヲ削除スルコトハ出来ナイノデアリマス而シテ同項ニ於

テハ何ウシテモ大學令第十三条第二項及第三項ヲ引用シナ

ケレバナリマセんノデ、之トノ均衡上モ第一項ニ於テ「大

學令第十条、第十一條〔字〕云々ノ規定ニ依ル大學学部ノ在

學年限云々」ト規定スルコトガ必要デアルト思ヒマス

問 第一条第一項中修正シテ單ニ「大學學部、大學予科、高等

學校高等科、專門學校又ハ實業專門學校ノ在學年限又ハ修業

年限」トシテハ如何

答 本勅令案ハ大學令、高等學校令等ノ教育ノ基礎ニ關スル勅
令ニ對スル特例ヲ設ケルモノデアリマスカラ矢張リ基本トナ
ル勅令ヲ引用スルコトガ正確デアルト存ジマス

國民學校令第四条)

問 「若ハ第十六条」等ノ「若ハ」ハ「及」トスベキニ非ズヤ
答 「若ハ」トハ選択的ノ意味ヲ有シ「及」ハ全部的ノ意味ヲ
有シテ居リマス。夫レ故若シ此ノ場合「若ハ」ヲ「及」ト致
シマスト、例ヘバ大學學部及大學予科ノ在學年限及修業年限
ハ大學令第十条、第十一條、第十三條及第十六条ノ規定ガ一
度ニ全部的ニ働ライテソレデ決定セラルル如クニ相成リマス
ガ、大學令ノ規定ハ左様ニハナツテ居リマセン。此等ノ規定
ハ皆在學年限又ハ修業年限ニ關スル規定デアリマスガ各々
別個ノ意味ヲ有シテ居リマス。例ヘバ第十条ハ學士ト称スル
為ニ必要トセラルル最低在學年限ノ規定デアリ第十六条ハ具

体的ノ各學校ノ在學年限ノ規定デアリマス。又第十条ハ大學
學部ノ在學年限ニ關スル規定デアリ第十三条ハ大學予科ノ修
業年限ノ規定デアリマシテ、第十条ト第十三条トガ一所ニ働
クト云フ訳デアリマセン。従ツテ此ノ場合ニハ「及」ト云
フヤウナ文言ヲ用ビルコトハ適當デナイト考ヘマス

註 タトヘ第十三条ト第十六条トガ一所ニ働イテ大學予科ノ
修業年限ガ定マルト云フ考方ヲトルト致シマシテモ、右ニ述
ベマシタ理由デ、矢張リ「若ハ」ト云フ文言ヲ〔任〕〔使〕用ス
ル外アリマセン、「若ハ」ト云フ文言ハ同時ニ「及」〔ト〕
〔加筆〕意味ヲ包含シテ使用セラルル例ハ屢々アリマス(例ヘバ
「」意味ヲ包含シテ使用セラルル例ハ屢々アリマス(例ヘバ

成ル程「當分ノ内」ナル字句ガ年限短縮ヲ行フ期間ヲ限定ス
ル意味ニ於テハ必ズシモ充分デナイコトハ御指摘ノ通りデア
リマスガ、今回ノ臨時措置ヲ行フ理由ガ軍事上及労務対策上
ノ必要ニ在ルコト並ニ其ノ期間ガ何ノ位デアルカト謂フコト
ヲ明ニスル〔抹消〕ハ國際關係ヲ刺激シ徒〔ラ〕〔二〕ニ事端ヲ繁
カラシムル虞ナシトセズ従ツテ成ルベク之ヲ明ニシナイ〔マ〕イデ
而モ本措置ガ〔抹消〕〔加筆〕久的ナモノデナイコトヲ示シ度イト謂
フ様ナ見地カラ色々表現方法ヲ苦心致シマシタ結果、結局
此ノ字句ガ語弊ノナイ最モ適當ナモノデアルト考ヘタ次第デ
アリマス。

「當分ノ内」ナル表現方法ニ對スル代案ト其ノ難点
一、「戰時又ハ事變ニ際シ特ニ必要アルトキハ」

本措置ガ今回ノ事變ニ際シテノミナラズ平和回復ノ

後更ニ發生スペキ戰時事變ニ際シテモ行ヒ得ルコト

ト為リ広キニ失ス

二、「支那事變ニ際シ特ニ必要アルトキハ」

単ニ「^{〔加筆〕}支那事變ニ際シ云々」トシタノデハ近キ將

來ニ於テ如何ナル戰爭ガ勃發スルヤモ知レザル現状

ニ於テハ狭キニ失ス

三、「軍事上及勞務対策上特ニ必要アルトキハ」

臨時措置ノ理由ガ余リニ明瞭ト為り、対^{〔株消〕〔加筆〕}外^{〔外〕}関

係上好マシカラズ

四、「臨時ニ」

年限短縮ノ期間ヲ限定スルニ付テハ「當分ノ内」ト

五十歩百歩ナリ、

五、「當分ノ内臨時ニ」

同意味ノ字句ヲ重複シタニ過ギズ

六、「昭和十六年度又ハ昭和十七年度ニ於テ大學學部ニ三年以上（医学部ニ在リテハ四年以上トス）ニ在学スル者及大學予科、高等学校高等科、専門學校又ハ實業專門學校ノ^{〔加筆〕}最高學年ニ在スル者ニ付」

國際情勢ノ見透シ困難ナル現状ニ於テハ狭キニ失ス

大學令第十條及第十六條ノ解釈

第一案

一 學士ト称スルコトヲ得ル為ノ學部ニ於ケル在学ノ最低年限（A）ト學部ノ最低在学年限（B）トハ觀念上別個ノ

モノナリ

二 第十条ニ於テハAガ三年以上トアルモ、ソレハ特定ノ大

學ニ於テAヲ四年以上ト為シ得ルノ法意ニハ非ズ

三 Bハ第十六条ノ規定ニ依リテ定マルモノナリ

四 AトBトハ觀念上別個ノモノナルモ、兩者ヲ異ニスルハ

大學令ノ精神ニ非ザルヲ以テ一致セシムル様運用スペキ

モノナリ

第二案

一 AトBトハ同一ノモノニシテ、ソレハ即チ大學規程第十

一条ノ所謂學部ノ在学年限ナリ

二 第十条ハ抽象的ニ學部ノ在学年限ノ最低^{〔株消〕〔年〕}限ヲ定ムル

ニ過ギザレバ、具体的ノ學部ノ在学年限ハ第十六条ノ規定ニ依リ定マルモノナリ

從ツテ大學ハ學則ヲ以テ例ヘバ「學部ニ四年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ學士ト称スルコトヲ得」トモ又「學部ノ在学年限ハ四年乃至八年トス」トモ定メ得ルモノナリ

第三案

一 AトBトハ同一ノモノニシテソレハ即チ大學規程第十一

条ノ所謂學部ノ在学年限ナリ

二 第十条ハ學部ノ在学年限ノ最低^{〔株消〕〔年〕}限ヲ限定シタル規定ニシテ、學部ノ在学年限ヲ医学ヲ修ムル者以外ノ者ニ付四年ト為スガ如キコトハ之ヲ認メザルノ趣旨ナリ

臨時教育會議ノ諮詢「大學教育及專門教育ニ關シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」ニ対スル答申抄

答申

大學教育及專門教育ノ改善ニ關シテハ別記ノ綱領ニ基キ當局者ニ於テ適當ノ措置ヲ講セラルルノ必要アリト認ム
右及答申也

(略)

四 分科大學ノ在学年限ハ三年以上トシ医学科ニ就テハ四年以上トスルコト

(略)
理由

四 分科大學ハ其ノ性質上他ノ學校ト趣ヲ異ニスルハ勿論ナルモ大体ニ於テ學生ノ一般在学年数ヲ規定スルノ必要アリ而シテ從來ノ経験ニ依レハ大學ニ於ケル一部門ノ學術ヲ修了スルニハ少クトモ三年ノ期間ヲ要スヘキヲ以テ「分科大學ノ在学年限ハ三年以上」トシ医学科ニ在リテハ三年ヲ以テ専門ノ研修ヲ了スルコト到底不可能ナルヲ以テ之ヲ四年以上トナセシナリ

(注記95)
(略)

拓務省

在学年〔限〕又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ學校ニ於ケル昭和十六年度卒業者見込數調（朝鮮、台灣、樺太南洋群島）

専門學校二準 業専門學校又ハ實 業專門學校	専門學校	大學 予科	學部	學校種別		備考
				内地人	男子學校	
二八三	三二二	(二一七)	九〇	内地人		
七五	一九八	五七三	(七二)	四〇	朝鮮人	
七五	四八一	八八五	(二八八)	二三〇	計	
		二五			女子學校	
		一〇八				
		二三三				
		二()ハ本年度短縮 ヲ行ハザルモノ	一本表ハ昭和十六年 五月末現在トス			

在学〔中〕〔加筆〕
〔年〕限又ハ修業年限ノ短縮ヲ行フ學校ニ於ケル
昭和十六年度卒業者見込數調

計	実業學校	高等學校	專業專門學校	專門學校又ハ實業專門學校三準	ズル各種學校	大學 予科	大學 學部	學校種別		男子學校	女子學校
								内地人	朝鮮人	本島人	計
一、七三七	一、七一九	一、四八七	三三一	四九二	二一七	二一五九	二一五九	内地人	朝鮮人	本島人	計
(二三二)	(二三二)	五二五	五七三	一九八	(七二)	四〇	四〇				
(七二)	(七二)	四七三	一四	一七	一四	一四	一四				
(三二)	(三二)	七三九	(一四五)	九二二	(二八八)	二二三	二二三				
(三三三)	(三三三)	七五	七〇四	二五	二五	二五	二五				
				一〇八	一〇八	一〇八	一〇八				
				二三三	二三三	二三三	二三三				
				ノザルモ	二()ハ本年度短縮 ヲ行ハザルモノ	二()ハ本年 月末現	二()ハ本年 月末現	内地人	朝鮮人	本島人	計

ズル各種学校	実業学校	計
	九九六	一、六八一
	二、四八七	(二二七)
	三、四八三	五、〇五四
	三、四八三	(一八八)
		一五
		一〇五
		一三三

二 台湾

学校種別		男子学校		女子学校		備考	
学校種別	内地人	内地人	本島人	本島人	計	内地人	本島人
実業学校	六四八	二〇九	一九	六九	計		
実業専門学校	(二一四)	(二一四)	一四	一四			
高等専門学校	(三一)	(三二)	三三三	八三			
予科	(一四五)	(一四五)	三六				
大学	(二四)	(二四)					
計	九四五	五六〇					
	一、一六三	一、一六三					
	二行ハザルモノ	一本表ハ昭和十六年五月未現在トス	一本表ハ昭和十六年五月未現在トス				

学校種別	男子学校	女子学校	備考
内地人	内地人	内地人	一本表ハ昭和十六年五月未現在トス
四八	四八	四八	
計	四八	四八	
其ノ他	其ノ他	其ノ他	
計	計	計	

(注記96) (表紙)
昭和十六年十月

大学学部ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時
短縮ニ関スル件制定ニ關スル枢(密)秘院ニ於
ケル予想質疑応答

拓務省管理局

目次

- 一 外地ニ於テ臨時措置ヲ為ス理由如何 · · · · ·
- 二 外地ニ於テ臨時措置ヲ為ス学校ノ範囲如何 · · · · ·
- 三 外地總督ハ内地ト異リタル期間ヲ短縮スルヤ · · · · ·
- 四 樺太、南洋群島ニ於テハ臨時措置ヲ為サザルヤ · · · · ·
- 五 朝鮮人及台灣人ニ對シテハ年限短縮ノ要ナシト思料スル
モ如何 ·
- 六 臨時措置トシテノ年限短縮ト外地ニ於ケル學制改革トノ

關係如何
七 外地ニ於ケル技術者ノ需給如何
八 外地ニ於ケル労務者ノ需給如何
九 臨時措置ハ朝鮮人及台灣人学生生徒ニ対シ思想的影響

ナキヤ
一〇 時局下外地ニ於ケル学生生徒ノ思想動向如何
一一 外地ニ於ケル学生生徒ノ修練状況如何
一二 朝鮮ニ於ケル陸軍兵志願者訓練所ノ状況如何
一三 台湾ニ於ケル陸軍志願兵制度ノ施行如何
一四 外地ニ於ケル教育方針如何
一五 横太、南洋群島ニ教育令ナキ理由如何
一六 外地ニ於ケル国語普及状況如何

ヲ効サシムルニ極メテ適切ナルモノト認メ外地ニ於テモ今回ノ臨時短縮ノ措置ヲ為スモノナリ更ニ外地ニ於ケル学校制度ガ内地ノ夫ニ依存スル現状ヨリ見ルモ内地上級学校ヘノ進学又ハ転学等ノ連繫上内地ニ即応スルノ必要アルモノト認ム

一〇 時局下外地ニ於ケル学生生徒ノ思想動向如何
一一 外地ニ於ケル学生生徒ノ修練状況如何
一二 朝鮮ニ於ケル陸軍兵志願者訓練所ノ状況如何
一三 台湾ニ於ケル陸軍志願兵制度ノ施行如何
一四 外地ニ於ケル教育方針如何
一五 横太、南洋群島ニ教育令ナキ理由如何
一六 外地ニ於ケル国語普及状況如何

一 外地ニ於テ臨時措置ヲ為ス理由(加筆)

現下ノ緊迫セル時局ニ對處シ國家ノ人の資源ニ對スル最高度活用ノ要請ニ應ズル為内地ニ即応シ在学年限又ハ修業年限ヲ短縮シ卒業期繩上ヲ為サンツヌモノナルガ外地ニ於ケル内地人ニ付テハ兵役關係ニ於内地ノ夫ト同様ナル処朝鮮人、台灣本島人ニ付テハ兵役義務ナキ為其ノ趣ヲ異ニスルモ之等ノ者モ銃後ニ於ケル軍需工業生産力拡充産業其ノ他時局ノ要求スル各種事業産業方面ノ事務技術又ハ労務ニ從事セシメ其ノ要員ヲ充足セントスルモノナリ而シテ此ノ措置ニ付テ内外地人其ノ取扱ヲニスルハ事變以來特ニ昂揚セラレタル外地人ノ帝國臣民タルノ信念ヲ確乎タラシメ時局担当ノ責務ヲ自覺セシメ職域奉公ノ誠

二 外地ニ於テ臨時措置ヲ為ス学校ノ範囲如何

外地ニ於テ臨時短縮ノ措置ヲ為ス学校ノ範囲ハ内地ニ於テ短縮スル学校ノ範囲ニ照應スルモ外地ニハ未ダ設置セラレザル例ヘバ高等師範学校ノ如キハ當然ニ除カレ從テ其ノ範囲モ内地ヨリ狭キモ在学年限又ハ修業年限ヲ短縮スルモノハ次ノ如シ

一 大学学部及大学予科

二 専門学校（実業専門学校ヲ含ム）

三 高等学校高等科

四 教員養成所（理科）

五 専門学校又ハ実業専門学校ニ準ズル私立学校ニシテ専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ

学校

六 国民学校初等科修了程度(抹消)(加筆)以テ入学資格トスル修業年限五年、国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ実業学校

(注記97)

三、外地總督ハ内地ト異リタル期間ヲ短縮スルヤ
朝鮮及台灣ニ於ケル学校ノ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ニ關シ
テハ朝鮮總督台灣總督ニ於テ夫々内地同様六月以内ノ短縮ヲ為

(注記98)

(注記99) ス権限ヲ有スルコトナルガ徵兵検査及入當期日ノ関係並ニ内地上級学校ヘノ入学、又ハ転校等ノ事情ヲ考慮スルトキハ短縮期間ハ内地ト一致セシムル必要アルヲ以テ内地ト同様ニ短縮セントス

四 権太、南洋群島ニ於テハ臨時措置ヲ為サザルヤ

今回ノ臨時短縮ノ措置ヲ為ス学校ノ種類ニ該当スルモノトシテ
権太ニハ甲種実業学校三校、南洋群島ニハ甲種実業学校二校ア
ル處之等〔株道〕〔学校〕〔加筆〕ハ夫々府令タル学校規程又ハ学校規則ニ於
テ内地ノ学校令及学校規程ニ準ズルモノニシテ実業学校令ニ依
ルモノニ非ズ内地ニ於テハ実業学校ノ修業年限ニ付テハ文部大
臣ノ定ムル處ニシテ今回ノ勅令ト關係ナキモ其ノ修業年限ヲ短
縮スル處其ノ必要ハ権太南洋群島ニ於テモ認メラルヲ以テ朝
(注記100) 鮮台灣ト同ジク短縮ヲ行フモノトス

五 朝鮮人及台湾人ニ対シテハ年限短縮ノ要ナシト思料

スルモ如何

朝鮮人及台湾人ニハ兵役法上ノ義務ナキヲ以テ之等ノ者ノ在学
年限又ハ修学年限短縮シテ卒業セシムル要ナキガ如ク思料サル
ルモ今回ノ臨時短縮ノ措置ハ独リ軍事上ノミナラズ労務上ノ必
要ニモ基クモノナルガ故ニ此等兵役法ノ適用ナキ朝鮮人台湾人
モ内地ト齊シク其ノ卒業期ヲ早ムル必要アル所ニシテ且彼等ヲ
シテ現下ノ時局ニ鑑ミ真ニ帝国臣民ノ一人タル信念ヲ確乎タラ
シメ非常時ニ処スルノ覺悟ヲ固メシムルノ要アル秋教育ノ根本

(注記101) 方針ニ於テ内外地人ノ差別ヲ設ケザル趣旨ヨリスルモ内地人ト異ル措置ヲトルコトハ不適當ナルノミナラズ更ニ之等外地ヲモ積極的ニ各人ノ職域ニ奉公セシムルノ要アリ又朝鮮及台湾ニ於テハ中等学校以上ハ内地人ト共学ヲ原則トスルヲ以テ其ノ卒業期ヲ異ニスルガ如キハ教育上支障ヲ來ス慮アルヲ以テ内外地人共ニ其ノ歩調ヲ一ニシ短縮セントス

六 臨時措置トシテノ年限短縮ト外地ニ於ケル学制改革

トノ關係如何

事變以來〔マニ〕防護力ノ充實ト産業ノ劃期的進展ニ伴フ人的資源ノ需
要ニ應ズル為外地ニ於テモ之ガ關係教育施設ノ拡充ヲ図リ人の
資源ノ〔マニ〕倍養充實ニ力メ來レル處時局ノ緊迫ハ卒業期ノ繰上ヲ必
要トスルニ至リタル情勢ニ鑑ミ今後一層施設ノ拡充ヲ図ルト共
ニ現行ノ学制ニ対シテ根本的改革ヲ加フルノ要アリト思料セラ
ルル然シ乍ラ斯ル根本的改革ハ外地ノ特殊事情ヲ考慮シ内地ニ
即応シ学制ヲ改メントス

(注記102)

七、外地ニ於ケル技術者ノ需給如何

時局下軍需工業、生産力拡充産業ノ勃興並ニ拡張ニ伴ヒ之ガ技
術ニ從事スル要員ハ各外地ニ於テモ其ノ數著シク增加ヲ見タリ
而シテ学校卒業者使用制限令ノ対象タル工鉱關係学校卒業者ニ
付テ見ルニ昭和十六年三月卒業者ニ対スル外地ノ需要申請數ハ
総計九、八六一人之ニ対シ配当数ハ一、五一七人ニシテ其ノ率ハ
一五、三%ニ過ギス技術者ノ不足ハ著シキ現象ナリ更ニ本年度

実業	専門	大学	比較表			
			申請数	卒業者数	申請数	申請数
卒業者数	申請数	卒業者数	四九二	一	朝鮮	
六、二七九	二、二〇八	二五七			台灣	
九三					樺太	
三一七	二、〇二三	七八	二八四	一	南洋群島	
三〇	四七七	一	九〇	一	計	
七三	七三	一	一一	一		
一	八、八五二	三三五	八七七			
四四〇						

昭和十七年各外地工鉱学校卒業者申請数及供給可能数

計		申請数	配当数	申請数二対スル配当数比率
九、八六一	六、七八五	二、〇八五	一、〇九四	一六・一
六二	九二九	二六八	二二・八	
		一四二	一五・二	
	一、五一七	一一三	一一〇・九	
			一五・三	

昭和十六年三月各外地工鉱学校卒業者配当申請数及配当数

比較表

(注記103)

二於ケル需要数ハ一三、〇〇〇人ニ及ビ外地ニ於ケル卒業見込者数ハ七七五人ニ過ギザル状況ナリ勿論外地ニ於テハ技術者ノ供給ヲ増加セシムル為大学ニ於ケル之ガ関係部ノ設置及学校ノ定員增加並ニ新設ヲ企図シ朝鮮ニ在リテハ昭和十六年度四月ヨリ京城帝国大学ニ理工学部ヲ開講スルト共ニ新ニ工業学校二校ヲ設置シ台湾ニ於テモ本年度台北帝国大学ニ工学部ヲ設置スルコトニ決定シ昭和十八年度ヨリ開講ノ予定ニシテ尚本年度工業学校一校ヲ増設セリ

八、外地ニ於ケル労務者ノ需要如何

今次事変勃発以来需要産業、生産力拡充計画産業等ノ遂行ノ為労務ノ需要急激ニ増加シ人の要素ノ需要充足ヲ確保スルノ要緊切ナルモノアリテ政府ハ昭和十四年度以降毎年度労務動員実施計画ヲ樹立シ来タルガ本年度該計画ニ於テハ内地、樺太及南洋群島ニ対シテ比較的労力豊富ナル朝鮮ヨリ相当数ノ労務者ヲ移住セシムルコトトセリ

(注記104)

各外地ニ於ケル新規労務者ノ需要ハ逐年増加ヲ見ツツアル処労務者ノ給源トシテハ新規学校卒業者、農村転業者、女子卒業者ヲ以テ主トスルガ本年度台湾ニ於テハ内地及対岸ヨリ樺太及南洋群島ニ於テハ内地及朝鮮ヨリ相当数移入シテ充足ヲ圖ル要アフル處一面國家総動員法ニ基ク労務関係ノ各勅令ヲ内地ト同様ニ実施シ以テ労務ノ規制ヲ実行シ之ガ需給ノ調整ニ努メツツアリ

朝鮮ヨリノ労務者供出数(昭和十六年度)

南樺内洋太地		供出ヲ受ケタル地域	供出数
一〇〇、〇〇〇	一七、五五〇	八一、二二五〇	一一、二二〇〇

計	申請数	卒業者数
八、九七九	三、一一五	七九八
三五〇	三九五	三〇
三九五	一一七	一三、〇〇九
三〇	一	七七五

内地ヨリノ労務者供出数（昭和十六年度）

二五四

供出ヲ受ケタル地域	供出数
朝鮮	八、〇五〇
台湾	一、四五〇
太洋	一五、〇〇〇
計	一〇、七八〇
	三五、二八〇

(注記105)

九 臨時措置ハ朝鮮人及台湾人学生生徒ニ対シ思想的影響ナキヤ

今次事変ノ勃発以来皇軍ノ連戦連勝ハ外地人民衆ノ国家ニ対スル信頼ヲ一段ト深メ内鮮内台ノ融和一体化ニ更ニ拍車ヲ加ヘタル處外地人学生生徒モ時局ニ鑑ミ国家ノ要請ニ応ジ勤労奉仕其ノ他国家の労務ニ服スル等真ニ国民的信念ヲ固クシツツアル折柄今回内地人ト共ニ現下ノ非常時ニ於ケル国家ノ要望ニ副フベク在学年限又ハ修業年限ヲ短縮シテ卒業セシムルハ彼等ノ国民的自覺ヲ愈々強化シ良好ナル結果ヲ招来スル所以ニシテ思想的悪影響ヲ与フルコトハナキモノト思料ス

十 時局下外地ニ於ケル学生生徒ノ思想動向如何

学生生徒ノ思想問題ニ關シテハ現下ノ非常時局ニ鑑ミ思想国防ノ重要性ニ稽へ特ニ深甚ナル注意ヲ払ヒ種々ノ対策ヲ講ジ來タルガ单ニ思想上ノ嚴重ナル查察監督ノミニ止ラズ進ンデ国体、日本精神ヲ闡明シ直ニ教學ノ刷新振興ニ努メツ、アル處満洲事

(注記107)

変ヲ契機トシテ国民的自覺昂リ殊ニ今次事変以来ハ皇國臣民タルノ信念ト国家ニ対スル信倚ノ念更ニ昂揚セラレ之等学生生徒ノ思想動向モ頓ニ好転シ思想運動ノ如キハ殆ンド其ノ跡ヲ断ツニ至リタルガ現下内外ノ情勢ニ鑑ミ民族主義乃至共産主義運動ノ防遏ニ止ラズ民族的偏見ヲ固執シ時局ニ冷淡無関心ナル態度ヲ採ルガ如キコトナラシメザル様国民總力運動又ハ皇民奉公運動ト相俟テ愈々国体ノ本義ヲ顯揚シ日本精神ノ透徹具現ヲ図ルベク万遺憾ナキヲ期シツ、アリ

十一 外地ニ於ケル学生生徒ノ修練状況如何

一 朝鮮

事変以来朝鮮ニ於テハ各学校ヲシテ勤労報国隊ヲ組織セシメ学生生徒ニ集団的勤労作業ヲ課シ勤労ノ体験ヲ通ジテ学生生徒ノ心身ヲ鍛錬シ国民的性格ノ鍊成ニ力メ来リタルガ更ニ各学校ノ校友会其ノ他ノ校内諸団体ヲ改組シテ国民總力学校聯盟ニ統合包摶セシメ之ニ時局ニ鑑ミ必要ナル諸種ノ修練施設ヲ加ヘ概ね総務部、修養部、体鍛部、国防訓練部、勤労報国部、文化部、厚生部、風紀部等ノ各部ヲ設ケテ一意報国精神ニ基ク心身一体ノ修練施設トシ國民總力朝鮮聯盟ノ一翼タラシメ全職員及学生生徒ヲ挙ゲテ目下國民總力運動ニ協力活発ナル実践運動ヲ展開シ学校長ヲ中心トシテ教職員学生生徒打テ一丸トナリ師弟同行互ニ切磋琢磨シテ皇道精神ノ昂揚、心身ノ鍛錬、国防技術ノ習得、国民的教養ノ洗鍊ニ力メツ、アリ

(注記108)

二 台湾

台湾ニ於テハ夙ニ学校教練ノ振作ニ留意シ今次事変ニ際シテハ一層軍部トノ聯絡ヲ緊密ニシ学校教練研究会ヲ開催シテ之ガ徹底強化ノ方途ヲ講セリ又学校幹部職員ニ対シテハ修養講習会ヲ開催シ体験修練ノ機会ヲ与ヘテ指導陣ノ強化ヲ期スルト共ニ学生生徒ハ職員指導ノ下ニ應召出征軍人ノ送迎ニ、神社参拝ニ、国防献金ニ、奉仕其ノ他ニ率先実行セリ其ノ主ナルモノヲ挙グレバ事変勃発直後ヨリ女生徒ハ卒業生ト一体トナリテ軍衣袴ノ繕ヒ洗濯ヲ分担シ昭和十三年以降ハ文教局統制ノ下ニ全島学校職員学生生徒児童ヲ一丸トシ継続的ニ毎月前線ノ將兵ニ慰問袋ヲ贈ルコトトセリ其ノ後乾草馬糧ノ献納ニ、空閑地利用ノ食糧増産ニ協力スル外馬事、航空ノ思想昂揚ニ力メ又理農、医科ノ学生生徒ハ軍ト聯絡ノ下ニ海南島ノ宣撫工作並ニ諸調査ニ参加スル等各般ニ^(マタ)内台人一体トナリ時局ニ則応シテ修練ニ力メタリ

斯クシテ昭和十五年十月二八全島一斉ニ從来ノ校友会ヲ改組シテ報国校友会トシ修練ヲ期セルガ更ニ全島ヲ一団トシ統制アル活動組織ヲ構成シテ特ニ国防及生産拡充等ノ強化ニ貢献センコトヲ企図シ目下調査研究中ナリ。

三 権太

現下ノ非常時ニ対処シ真ニ負荷ノ大任ニ堪ヘキ人物ヲ練成セシメンガ為各学校ヲシテ益々教學ノ刷新ヲ図リ皇国民タル基礎的修養道場トシテノ本質ヲ強化シ教職員生徒一体トナリテ^(加筆)〔俱ニ

学ビ〕俱ニ進ミ各教科教授ニ於テハ固ヨリ学校生活ノ総テヲ通ジテ教化ノ徹底ヲ期スルト共ニ時局下ニ於ケル各種ノ国策ニ即応シ國民運動ニ協力シ銃後ニ於ケル青少年学徒トシテ挺身奉公ノ誠ヲ致スペキ諸般ノ事業逐行ニ当リ遺憾ナキヲ期セシムル為校内團体タル從来ノ校友会ヲ改組シテ内地ニ準ジテ学校報国團ヲ設置セシメタルガ更ニ現下ノ緊迫セル情勢ニ鑑ミ右報国團ノ裡ニ一貫シタル指揮系統ノ確立セル全校的編隊ノ組織ヲ樹立シ統制〔アル体制〕ヲ整備シテ時局即応ノ修練ヲ為サシムル為目下其ノ手続中ナリ

一二 朝鮮ニ於ケル陸軍兵志願者訓練所ノ状況如何

今次事変ニ際会シ朝鮮同胞ノ時局認識ト國民意識トニ於テ相当見ルベキモノアルヲ認メ之ガ実施ニ関シ慎重研究ヲ重ネタル結果志願兵制度ヲ確立ニ至リ昭和十三年四月京城ニ朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所ヲ設置シ朝鮮人ニシテ陸軍特別志願兵タルベキ者年約四百名ヲ訓練スルコトトセリ其ノ後右員数ハ昭和十四年度ニ於テハ六百名ニ增加セラレ昭和十五年度ニ於テハ過去二箇年ニ亘ル本制度実施ノ経験並ニ特別志願兵トシテ採用セラレタル者ノ入営中及出征中ノ服務成績ノ極メテ良好ナルニ鑑ミ從來ノ特別志願兵要員年六百名ヲ三千名ニ増員セラレタリ。

該訓練所ニ入所セシムベキ者ハ戸籍法ノ適用ヲ受ケザル年齢十岁以上ノ帝國臣民タル男子ニシテ國民學校初等科第四学年ヲ修了シ本籍地所轄道知事ノ推薦シタル者ノ中思想堅固体軀強健且入所服務中生計ニ支障ナキ者ヲ銓衡ニ依リ選定スルコトトナ

リ居レリ。

志願者訓練所ニ於テハ教育ニ関スル勅語並ニ軍人ニ賜リタル勅諭ノ趣旨ニ基キ皇國精神ヲ涵養シ之ヲ実踐躬行ニ導クヲ以テ要旨トシ特ニ國体觀念ヲ明微ナラシメ皇國臣民トシテノ實務ヲ完カラシムルヲ目標トシテ夫々必要ナル學科ヲ授クルコトトナリ居レル。

訓練所ノ入所期ハ第一次六月、第二次十二月ノ二期トシ訓練期間ハ一期四箇月ナルガ昭和十七年度入所生ヨリハ一期六箇月ト為スコトニ改メラレタリ訓練修了生ハ現役歩兵、高射砲兵、輕重兵トシテ在營セシメ他ノ訓練修了生ハ第一補充兵トナリ隨時徵集サレ鮮内特科部隊へ入營セシム。

各入營部隊ノ特別志兵ニ対スル概評ヲ綜合スルニ規律、態度並ニ基礎的勤務動作等内地人壯丁ニ比シ敢テ遜色ナク内地人一般兵ト伍シ極メテ良好緊密ニ融和ヲ保チツツアリ朝鮮統治上将来好結果ヲ齎ラスモノト思料セラル。

退當後ノ指導ニ關シテハ尚退當後ニ於テモ一般兵ト何等差異無ク在郷軍人タル名譽ヲ保持スル者ナルヲ以テ之ガ指導ニ關シテハ特ニ朝鮮總督府並ニ訓練所ニ於テモ意ヲ払ヒ關係方面トモ連絡ノ上就職斡旋ハ素ヨリ地方ニ於ケル中堅人物トシテ軍隊生活ニ依リ得タル體験ヲ充分發揮セシムル様手配シツツアリ。

十三 台湾ニ於ケル陸軍志願兵制度ノ施行如何

今次事變ニ於ケル本島人ノ愛國的氣運ハ国防獻金、皇軍慰問トナリ軍ニ對スル犠牲的奉仕トナツテ現ハレ又軍夫、通訳等ノ徵

(注記112)

(注記113)
テモ多大ノ感銘ヲ与ヘ本島人ノ愛國熱ヲ昂ムル結果トナリタリ惟フニ本島人ニ國体觀念ヲ把握セシメ皇國臣民タルノ真価ヲ發揮セシムル為ニハ軍隊訓練ニ依ソテ忠節ノ念ヲ振起セシメ身ヲ以テ國ニ殉ズルノ覺悟ニ徹セシムルノ要アリ又内台融和ノ点ヨリシテモ内台人均シク國土防衛ニ任せシムルノ要アリト信ジ台灣ニ志願兵制度ヲ実施シ国防ノ一半ヲ担当セシムベキ昭和十七年度ヨリ之ガ実施ヲ為スペク其ノ準備ヲ進メツツアル

〔十四〕外地ノ教育ニ關スル方針如何

(一)朝鮮及台湾ニ於ケル教育方針ハ一視同仁ノ聖旨ニ基キ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ヲ遵奉シ忠良ナル國民ヲ養成シ以テ社會文化ノ進展ヲ図リ帝国ノ興隆ニ資スルニ在ルヲ以テ固ヨリ内地ニ於ケル教育ノ本義ト差異アルコトナシ然レドモ両外地ニ於ケル特殊事情ト現下ノ時局ニ鑑ミ内外地一体挙国一致ノ実ヲ挙ゲンガ為ニハ外地住民ヲシテ帝國臣民タルノ信念ヲ益々強烈確乎タラシメ尽忠報國堅仁持久ノ精神ヲ發揮セシムルノ要緊切ナリト認ムルガ故ニ教育制度ノ全般的刷新改善ヲ図リ教育機關ヲ益々普及拡充スペク鋭意力ヲ致シツツアリ

輓近ニ於ケル時勢ノ進運ニ伴ヒ向学心ハ著シク増進シ初等普通教育ニ於ケル就學歩合七年ト共ニ高マリ朝鮮ニ在リテハ四六%台灣ニ在リテハ五三%ニ達セリ

(二)權太ニ於ケル諸事情ハ大體内地ト其ノ軌ヨニスルヲ以テ教育上ノ本旨ヲ亦何等差異アルコトナク(義務教育制既ニ実

施) 近時教育制度ノ全般的刷新拡充ニ関シ目下銳意之ガ進捗
ヲ図リツツアリ

(三) 南洋群島ニ於ケル教育モ亦其ノ根本趣旨ニ於テハ内地ニ於ケルト同様ナルモ島民ニ対シテハ現ニ 皇室ニ対シ奉リ帝國臣民ガ抱持スル尊崇ト同様ノ念慮ヲ抱カシムルコトヲ根本義トセリ

而シテ島民児童ノ向学心ハ逐年増嵩シ其ノ就学率モ五九%ニ達セリ

十五 台湾及南洋群島教育令ナキ理由如何

樺太ニ於テハ初等普通教育ニ關シ勅令タル樺太国民学校令アルモ師範教育高等普通教育、実業教育等ニ就テハ樺太府令ヲ以テ内地ノ学校令ニ準拠シ又南洋群島ニ於テハ初等教育及中等教育トモ凡テ南洋府令ヲ以テ内地ニ準拠シ居レリ

惟フニ樺太ニ於ケル初等普通教育ニ就テハ内地ト同様義務教育制度ヲ採リタルト其ノ制度ガ学制全般ノ基礎トシテ極メテ重要ナルニ鑑ミ之ガ基本法ハ勅令ヲ以テ定メラレタルニ拘ラス師範教育其ノ他ノ教育機関ハ主トシテ国又ハ市町村ノ施設スル所ニシテ且其ノ職員ハ何レモ官吏ニシテ官制其ノ他ニ依リ規制セラレ私人ノ施設ニ係ルモノ甚ダ少キ現状ニ鑑ミ未ダ勅令ヲ以テ規定セラレズ從テ各種教育ヲ通ジ統一シタル教育令ノ制定ニ至ラザル次第ナルモ今後各般ノ教育機関漸次充実シ体系整フニ至リタルトキハ勅令ヲ以テ各種ノ教育令ニ付其ノ準拠スル所ヲ示ス必要ヲ生ズルモノト認メラルルガ故ニカカル勅令ヲ統一シタル

教育令ノ制定ハ必要ナリト認メラル

南洋群島ニ於ケル初等普通教育ニ就テハ^(未)義務教育制度ヲ採用セズ教育機関ハ全部國ノ施設ニ係リ公共團体又ハ私人ノ施設ニ係ルモノナク且高等普通教育等ニ就テモ漸ク女学校ニ実業学校一校アルノミナル現状ニヨリ未ダ勅令ヲ以テ規定セラレザルモ将来各般ノ教育機関充実シ体系整備スルニ至リタル曉ニ於テハ樺太ト同様ノ理由ニ依リテ教育令ヲ制定ノ要アルモノト認ム

十六 外地ニ於ケル国語普及狀況如何

朝鮮、台湾ノ新附同胞並ニ南洋群島ノ島民ニ國語ヲ通ジテ我ガ國民精神ヲ体得セシメ以テ真ニ皇國臣民タルコトヲ自覺セシメ併セテ内外地ノ融和提携ヲ促進スルコトハ極メテ重要ナルヲ以テ國語ノ普及ハ外地統治政策上終始変ラザル大方針ニシテ特ニ現下ノ時局ニ鑑ミ初等教育ハ固ヨリ実業教育、専門教育ニ於テモ多クノ國語授業時間ヲ配シ、社会教育トシテモ其ノ普及ニ力ヲ致シ其ノ徹底ニ努メ來レルガ初等普通教育ノ普及發達、社會教育施設ノ拡充ハ事變以來一般民衆ノ國語習得ニ對スル熱意ト相俟テ國語解者ノ數モ年々著シク增加シ來レリ昭和十四年末現在ノ狀況ヲ見ルニ朝鮮ニ於テハ朝鮮人總人口二三〇九八、三一〇人中三、〇六九^(マ)三人此ノ割合一割四分、台灣ニ於テハ本島人總人口五、五一四、九九〇人中二、八一七、九〇三人此ノ割合五割一分、高砂族總人口一五七、四三九人中七〇、九八六人此ノ割合四割七分、南洋群島ニ於テハ島民總人口五一、七二三人中三〇、一〇二人此ノ割合五割八分ヲ算ス

「法制局〔文〕第〔加筆〕〔六六〕号／昭和十六年九月廿四日／〔未註〕」
 (法制局)
 (印)

(注記14)
 「学一」

(注記15)
 「学二」 (法制局)
 (印)

(注記1)
 「佐野」
 (印)

(注記2)
 「箇」

(注記3)
 「六」 (簿冊内件名番号)

(注記4)
 「朱書」
 「御覽済」

(注記5)
 「文甲七二」

(注記6)
 「文甲七二」

(注記7)
 「昭和〔加筆〕〔十六〕年〔加筆〕〔九〕月〔加筆〕〔三十〕日御下付」

(注記8)
 「法制局〔文〕第〔抹消〕〔七〕〔六六〕号／昭和十六年九月一日／□」

(注記9)
 「本案説明者 文部書記官 伊藤日出登／文部書記官 石丸敬次／
 文部書記官 鈴木榮二／文部書記官 西崎 恵」

(注記10)
 「内閣官房総務課／16. 9. 1／文書」 「〔印〕〔荒木〕」

(注記11)
 「法制局」
 (印)

(注記12)
 「〔文甲七二〕」

(注記13)
 「〔印〕」

(注記14)
 「三／内閣官房総務課／16. 9. □／文書／主任 管理局橋爪書記官
 (山本)
 (印)」

(注記15)
 「〔印〕」

(注記16)
 「〔印〕」

(注記17)
 「〔印〕」

(注記18)
 「〔印〕」

(注記19)
 「荒木」

(注記20)
 「〔印〕」
 「〔印〕」

(注記21)
 「〔印〕」

(注記22)
 「〔印〕」

(注記23)
 「〔印〕」

(注記24)
 「〔印〕」

(注記25)
 「〔印〕」

(注記26)
 「〔印〕」

(注記27)

「7」「^(加筆)7」(件内頁数)

(注記28)

「8」(件内頁数)

(注記29)

「9」(件内頁数)

(注記30)

「10」(件内頁数)

(注記31)

「11」(件内頁数)

(注記32)

「12」(件内頁数)

(注記33)

「13」(件内頁数)

(注記34)

「14」(件内頁数)

(注記35)

「15」(件内頁数)

(注記36)

「17」(件内頁数)

(注記37)

「18」(件内頁数)

(注記38)

「1」(件内頁数)

(注記39)

「2」(件内頁数)

(注記40)

(注記41)

「4」「^(加筆)4」「^(加筆)4」(件内頁数)

(注記42)

「5」(件内頁数)

(注記43)

「6」(件内頁数)

(注記44)

「7」(件内頁数)

(注記45)

「8」(件内頁数)

(注記46)

「9」(件内頁数)

(注記47)

「10」(件内頁数)

(注記48)

「11」(件内頁数)

(注記49)

「12」(件内頁数)

(注記50)

「13」(件内頁数)

(注記51)

「14」(件内頁数)

(注記52)

「15」「^(加筆)15」「^(加筆)15」(件内頁数)

(注記53)

「16」(件内頁数)

(注記54)

「17」(件内頁数)

(注記55)

「18」「^(加筆)18」(件内頁数)

(注記56)

「10」「^(加筆)19」(件内頁数)

(注記57)

「20」(件内頁数)

(注記58)

「21」(件内頁数)

(注記59)

「22」(件内頁数)

(注記60)

「23」(件内頁数)

(注記61)

「24」(件内頁数)

(注記62)

「25」(件内頁数)

(注記63)

「26」(件内頁数)

(注記64)

「27」(件内頁数)

(注記65)

「28」(件内頁数)

(注記66)

「29」(件内頁数)

(注記67)

「30」(件内頁数)

(注記68)

「31」(件内頁数)

(注記69)

「32」(件内頁数)

(注記70)

「33」「^(加筆)33」(件内頁数)

(注記71)

「34」(件内頁数)

(注記72)

「35」(件内頁数)

(注記73)

「36」(件内頁数)

(注記74)

「37」(件内頁数)

(注記75)

「38」(件内頁数)

(注記76)

「39」(件内頁数)

(注記77)

「40」(件内頁数)

(注記78)

「41」(件内頁数)

(注記79)

「42」(件内頁数)

(注記80)

「43」(件内頁数)

(注記81)

「44」(件内頁数)

(注記82)

「45」(件内頁数)

(注記83)

「46」(件内頁数)

(注記84)

「47」(件内頁数)

(注記85)

「48」(件内頁数)

(注記86)

「49」(件内頁数)

(注記87)

「1」(件内頁数)

(注記88)

「2」(件内頁数)

(注記89)

「3」(件内頁数)

(注記90)

「4」(件内頁数)

(注記91)

「5」(件内頁数)

(注記92)

「6」(件内頁数)

(注記93)

「7」(件内頁数)

(注記94)

「8」(件内頁数)

(注記95)

「〔後日添附〕」
〔朱書〕

(注記96)

〔朱書〕
〔後日添附〕」

(注記97)

「1」(件内頁数)

(注記98)

「2」(件内頁数)

(注記99)

「3」(件内頁数)

(注記100)

「4」(件内頁数)

(注記101)

「5」(件内頁数)

(注記102)

「6」(件内頁数)

(注記103)

「7」(件内頁数)

(注記104)

「8」(件内頁数)

(注記105)

「9」(件内頁数)

(注記106)

「10」(件内頁数)

(注記107)

「11」(件内頁数)

(注記108)

「12」(件内頁数)

(注記109)

「13」(件内頁数)

(注記110)

「14」(件内頁数)

(注記三)

「15」(件内頁数)

(注記四)

「16」(件内頁数)

(注記五)

「17」(件内頁数)

(注記六)

「18」(件内頁数)

(注記七)

「19」(件内頁数)

(注記八)

「20」(件内頁数)

(下札)

〔御覽済内閣へ御下付〕

〔〔古今類聚 學事門〕 大学 1〕 2A, 12. 昭和十六年 2522

〔卷四十一〕